

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
施策の方向 1		子どもの相談及び救済の充実										
推進施策 1		子どもがいつでも安心して気軽に相談できるよう体制や環境の整備を進めます。相談機関の広報については、子どもにわかりやすく、親しみやすい工夫して実施します。子ども自身がいじめや体罰・虐待等を受けたときには、SOSを発信できるよう支援します。 <small>(参考条文:第20条、第23条、第24条、第35条)</small>										
《目標》 具体的な取組 1		子どもが安心して気軽に相談できるよう学校や地域の相談窓口の体制や環境を整備・充実するとともに、人権オンブズパーソンとの連携を図るよう努めます。										
1	思春期保健相談	思春期の男女及びその保護者を対象に思春期特有の心やかからた、性に関することや性感染症等に対し、個別相談や集団指導による健康教育を行うとともに知識の普及・啓発を図る。各区保健福祉センター及び子ども家庭センターで実施する。	保健福祉センターにおいて学校保健と連携しながら、性を含めた心や身体の健康について集団指導による健康教育を実施した。保健福祉センターや子ども家庭センターで、面接や電話による個別相談を随時実施した。	3	保健福祉センターにおいて学校保健と連携しながら、性を含めた心や身体の健康について集団指導による健康教育を実施した。また、保健福祉センターや子ども家庭センターで、面接や電話による個別相談を随時実施した。	3	保健福祉センターにおいて学校保健と連携しながら、性を含めた心や身体の健康について集団指導による健康教育を実施した。また、面接や電話による個別相談を随時実施した。	3	①関連条文:第16条、第18条、第20条、第35条 ②成果:心身ともに急速な成長期において、その変化の受容や理解に対し集団教育や個別相談などの方策を持って対応ができた。 ③課題:より多くの子どもに対応できるよう、今後も学校等と連携し、相談周知を図ることが必要。	B	子ども本部 子ども家庭課	
2	児童相談所相談事業	相談ニーズの適切な把握と児童の意思や気持ちを尊重し、児童が解決の主体となれるプロセスを尊重した適切な相談援助を実施する。	児童との面接や関わりをとおして、児童の意志や気持ちを適切に把握し、関係機関との連携を通して適切な相談援助を実施した。	3	児童及びその家庭に関する様々な相談に対して、専門性を持った職員が、児童との関わりの中で児童の意思や気持ちを把握し、関係機関との連携を通して、より適切な相談援助を実施した。	3	児童及びその家庭に関する様々な相談に対して、専門性を持った職員が、児童との関わりの中で児童の意思や気持ちを把握し、関係機関との連携を通して、より適切な相談援助を実施した。	3	①関連条文:第16条、第20条、第35条 ②成果:児童相談所の専門性を活かしつつ、保健福祉センター等との連携を図ることにより、児童の視点にたつ相談援助を実施できた。 ③課題:より適切な相談援助実施のため職員の更なる専門性強化及び機関連携強化が求められる。	B	子ども本部 子ども家庭センター	87
3	子ども相談事業	「子ども相談窓口」において、0歳からおおむね18歳の子ども・子育てに関する相談を受け付け、区役所保健福祉センターや児童相談所、学校等子どもに関する支援関係機関や施設と連携、調整を行い、的確な支援、解決を図る。	子ども相談窓口のPRに努め、0歳からおおむね18歳までの子ども・子育てに関する相談を受け、必要に応じて関係機関等の連絡調整を行いながら相談を実施した。	3	子ども相談窓口のPRに努め、0歳からおおむね18歳までの子ども・子育てに関する相談を受け、必要に応じて関係機関等の連絡調整を的確に行いながら相談を実施した。	3	子ども相談窓口のPRに努め、0歳からおおむね18歳までの子ども・子育てに関する相談を受け、必要に応じて関係機関等の連絡調整を的確に行いながら相談を実施した。	3	①関連条文:第16条、第18条、第19条、第20条、第35条 ②成果:子ども教育相談員・保健師に加え、心理職・社会福祉職・保育士が相談に入りより専門的な相談が受けられるようになった。 ③課題:児童家庭相談サポート担当は、1年目の組織である為より一層PRが必要となる。	B	区役所 子ども支援室→25年度より児童家庭課	24,44,73,78,204
4	人権オンブズパーソンと関係機関・団体との連携事業	各区の子ども支援室、学校、関係機関・民間相談機関等と密接な連携を行い、子どもの権利侵害の早期救済を図る。	相談件数(平成24年3月末)200件 相談内容(いじめ46件、学校等不適切対応36件、虐待10件、他108件) 合同校長会及び子ども家庭センターと3児童相談所所長との会議において相談・救済活動への協力要請を行った。	3	子ども支援室長会議、要保護児童対策地域協議会、人権尊重教育推進会議、校長会人権教育委員会、市民館長会議等で制度の周知を行うなど、関係機関との連携を図った。なお、子どもの相談受付件数は161件、子どもの救済受付件数は7件、発意調査は1件であった。	3	子ども支援室長会議、要保護児童対策地域協議会、人権尊重教育推進会議、合同校長会、区地域教育会議等で制度の周知を行うなど、関係機関との連携を図った。なお、子どもの相談受付件数は161件、子どもの救済受付件数は7件、発意調査は1件であった。	3	①関連条文:第20条、第35条 ②成果:各区子ども支援室、市民・子ども局、子ども本部、教育委員会等関係機関との連携が図れた。 ③課題:引き続き各種会議等を通じて、さらに各区児童家庭課等と連携を図る必要がある。	B	市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当	74,96
5	24時間電話相談	子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み、教職員の子どもとの関わりに関する悩み等について、電話相談によって対応している。不登校やいじめに関する相談が主であるが、その他さまざまな子どもに関する相談に応じている。	電話相談は、年末年始を除き24時間受け付け、保護者や児童生徒の相談に即応できる体制をとってきた。2月末までに993件の相談に対応してきた。相談の内容によって他機関との連携を図った。	3	電話相談は年末年始を除き24時間受け付け、保護者や児童生徒の相談に即応できる体制をとった。平成24年度は1,149件の相談に対応し、相談の内容によって他の関係機関と連携して対応した。	3	電話相談は年末年始を含め24時間受け付け、保護者や児童生徒の相談に即応できる体制をとった。電話相談にあつては、平成25年度は1,179件の相談に対応し、相談の内容によって他の関係機関と連携して対応した。	3	①関連条文:第18条、第20条、第35条 ②成果:平成25年度には、年末年始を含め相談できるよう対応した結果、いつでも相談が受けられるようになった。 ③課題:子どもたちへの相談窓口の一層の周知が必要である。	B	教育委員会事務局 総合教育センター 教育相談センター	
6	教育相談事業	子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み、教職員の子どもとの関わりに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応している。不登校やいじめに関する相談が主であるが、その他さまざまな子どもに関する相談に応じている。	平成23年度2月末現在、来所面接相談は、新規102件、継続247件である。相談の内容は約7割が不登校に関する相談となっている。電話相談については、2月末現在993件になった。	3	平成24年度の来所面接相談は330件あり、内容の約7割が不登校に関する相談であった。電話相談については1,149件あり、内容の約3割が子どもの性格・行動に関する相談であった。	3	平成25年度の来所面接相談は401件あり、相談の内容は約7割が不登校に関する相談となっている。電話相談については1,179件あり、内容の約3割が子どもの性格・行動や不登校に関する相談であった。	3	①関連条文:第16条、第20条、第23条、第24条、第35条 ②成果:子どもの心理的状況に合わせ、相談(来所・電話)できるよう対応した結果、適切な支援につながった。 ③課題:子どもたちへの相談窓口の一層の周知が必要である。	B	教育委員会事務局 総合教育センター 教育相談センター	80

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
7	スクールカウンセラーの配置・活用	各学校において、カウンセラーとしての専門的知識・経験を生かしながら、教職員とは異なる側面からさまざまな教育相談の具体的なケースに携わる。同時に学校での教育相談体制を充実・拡充するために、教職員との情報共有などを通じて連携を図りながら、児童生徒・保護者への多面的な相談体制をめざす。	スクールカウンセラーの中学校への全校配置及び小学校、高等学校への派遣によって校内の相談体制の充実が図られた。小学校、高等学校の相談回数は2月末で566回	3	スクールカウンセラーを中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを小学校には要請に応じて、また高等学校へは週1回派遣して、学校における相談体制の充実を進めた。スクールカウンセラーでは22,770人の相談があり、また、学校巡回カウンセラーでは642人の相談があった。	3	スクールカウンセラーを市立中学校全校への配置、学校巡回カウンセラーを小学校には要請に応じて、また高等学校へは週1回派遣して、学校における相談体制の充実を進めた。スクールカウンセラーでは1,8667人の相談があり、また、学校巡回カウンセラーでは1,410人の相談があった。	3	①関連条文:第16条、第20条、第23条、第24条、第35条 ②成果:学校において、安心して心理の専門家による相談ができるよう対応することができた。 ③課題:相談件数が多い学校における、相談待機日数の減少が課題となっている。	B	教育委員会事務局 総合教育センター 教育相談センター	77,146
8	インターネット問題相談窓口	インターネット問題相談窓口では、ネットいじめやインターネットトラブル(チェーンメール、出会い系サイト、架空請求など)で困っている子どもや保護者からの電話、メール相談を受け付け、関係機関等と連携しながら早期解決をめざす。	○市民・保護者向け啓発リーフの配付、教育便だより等への掲載、ホームページでの周知活動、相談窓口による相談155件に対し相談終了 ○ネットパトロールによる学校機関への報告75送付等、未然防止の取組 ・有害情報等スレッドの削除(325スレッド) ・個人名等削除数(1,044名)	3	「保護者のためのインターネット講座」の配付、「教育だよりかわさき」への掲載、相談員の市民館講座への派遣など、未然防止の啓発、相談窓口の周知活動を行った。また、ホームページや児童生徒への相談カードを更新し電話相談やメール相談へのインターフェイス等を改善した。相談窓口による相談160件に対し相談を終了した。ネットパトロールによる児童生徒、教職員の誹謗中傷の発見、学校への報告した。また、学校長より委任を受け、プロバイダー等に削除依頼を実施した。(誹謗中傷や人権侵害に該当する824名の書き込み等が削除された。)	3	小学校4年生以上の児童、中学校、高等学校の生徒を通して「保護者・大人のためのインターネット講座」の配布し、未然防止の啓発、相談窓口の周知活動を行った。また、ホームページや児童生徒への相談カードの改善を図った。相談窓口による相談142件に対し相談を終了した。ネットパトロールによる児童生徒、教職員の誹謗中傷を発見し、学校への報告した。また、学校長より委任を受け、プロバイダー等に削除依頼を実施した。(誹謗中傷や人権侵害に該当する416名の書き込み等が削除された。)	3	①関連条文:第20条、第35条 ②成果:相談カード、「保護者・大人のためのインターネット講座」のリーフレット等の相談窓口の広報により、児童生徒からの相談が寄せられ、誹謗中傷、人権侵害に該当する書き込み等が削除された。 ③課題:スマートフォン・インターネットによるネットトラブルは年々増加の傾向にあり、今後も一層の未然防止のための啓発が求められる。	B	教育委員会事務局 総務部教育改革推進担当	
【目標】 具体的な取組 2		子どもに直接配布している各種相談カードの配布時期・方法を工夫するとともに、ホームページ等の子ども向け広報を充実します。										
9	かわさき子どもページ	子どもにわかりやすい表現で、市政等に関する情報、イベント情報、育ち・学ぶ施設の情報を川崎市公式ホームページ上で発信(子どもページ)することで、子どもがより豊かに生活し、社会に参加するきっかけづくりができるよう支援する。	・各局での子どもに関わるイベント等合計151件の掲載を随時行った。 ・子どもが簡単にページが開けるように改善した。 ・次年度の子どもページのリニューアルに向けた準備を行った。	3	市ホームページのリニューアルに合わせて、コンテンツの整理、掲載レイアウトの見直し等を行った。イベントページには子どもの参加を進める事業を、施設のページでは子どもの利用と関心の高い施設を掲載した。	3	市ホームページリニューアル後、リンク切れや不要なコンテンツを整理しながら、子どもが情報を探しやすいよう、イベントをカレンダー形式で掲載した。また、子ども夢パーク10周年に伴い、「子どもページ」のトップページに夢パークの紹介ページや共同開催した「子どもの権利の日のつどい」を掲載して効果的に周知し、子どもの参加を促進した。	3	①関連条文:第29条、第35条 ②成果:市のホームページリニューアルを経て、子どもが見やすい「子どもページ」を作成した。 ③課題:「子どもページ」のコンテンツの整理を継続して行い、子どもが簡単に欲しい情報を得られるようにする必要がある。	B	市民・子ども局 人権・男女共同参画室	259
10	SOSカードの作成・配布	増加し続ける児童虐待の早期発見・予防のため、子ども自身が相談の電話をかけられるよう、児童虐待防止センター等の電話番号を明示した名刺サイズのカードを配布する。	平成23年度当初に市内の小中学校、高等学校の全生徒約130,000人にSOSカードを配布し児童虐待防止の啓発を図った。	3	平成24年度当初に市内の小中学校、高等学校の全生徒約130,000人にSOSカードを配布し児童虐待防止の啓発を図った。	3	平成25年度当初に市内の小中学校、高等学校の全生徒約130,000人にSOSカードを配布し児童虐待防止の啓発を図った。	3	①関連条文:第35条 ②成果:継続的な相談先の広報により、相談先の周知が進んだ。 ③課題:相談先の周知は進んでいるものの、事業の性質上効果については図りにくいことが課題となっている。	B	子ども本部 子ども福祉課	
11	児童相談所の相談機関の広報	児童相談所の広報に、児童自身からの相談も受ける内容を記載している。	3児童相談所体制に移行したため、各関係機関に対して周知広報等を行った。また、児童相談所パンフレットについても見直しを図り、児童自身からの相談も受ける内容を記載し、周知広報を図った。	3	学校や保育園などの関係機関との連絡会等を活用し、児童相談所パンフレット等を配布することで、一層の広報周知等を行った。	3	学校や保育園等、関係機関との連絡会等を活用し、児童相談所パンフレット等を配布することで、一層の広報周知等を行った。	3	①関連条文:第35条 ②成果:パンフレット、HP等による広報活動に加え、児童家庭支援・虐待対策室との協働による児童虐待防止強化月間・オレンジリボンキャンペーンを実施することで、充実した広報を実施できた。 ③課題:児童本人がより一層の関心をもち、相談しやすくなるよう、広報活動の更なる充実が必要である。	B	子ども本部 子ども家庭センター→ 平成25年度より児童家庭支援・虐待対策室	
12	児童相談所ホームページ「なやんでることない?」	児童自身が相談しやすい環境を整えるため、児童相談所ホームページにおいて児童本人から相談できるよう広報する。	3児童相談所への移行及び子育て応援ナビの開設に伴い、児童相談所のホームページも見直しを図り、児童本人からの相談も受ける内容を記載し、広報を図った。	3	子育て応援ナビのホームページにより、より分かりやすい広報を行い、児童本人からも相談ができるよう広報した。	3	子育て応援ナビのホームページにより、より分かりやすい広報を行い、児童本人からも相談ができるよう広報した。	3	①関連条文:第35条 ②成果:児童本人からも相談ができるように広報する等わかり易い広報に努めた。 ③課題:児童本人に、より関心をもちもらえるよう、更なる充実が必要である。	B	子ども本部 子ども家庭センター	
13	かわさき区子ども支援総合ページ	区内における子ども、子育てに関する情報やイベント等の情報発信を行う。	ホームページ「かわさき区子ども支援総合ページ」をリニューアルすることにより、より見やすく情報を得やすいよう充実を図った。パンフレット、ホームページによる、身近な子育て関係情報の発信による情報が周知された。	3	子ども総合情報紙「川崎区役所子ども支援室のごあんない」を、区役所、学校・幼稚園・保育園、子ども文化センター等、子ども支援関係機関の協力を得て、子どもや保護者に配布し、事業や相談窓口について周知を図った。また、ホームページを毎月更新し、身近な情報を発信した。	3	ホームページで区内のあそび、イベント情報等を随時更新して、身近な子育て・育児情報を提供した。	3	①関連条文:第35条 ②成果:ホームページを随時更新して、タイムリーな情報発信を行い、子育て世帯の育児支援を行った。 ③課題:引き続きホームページを随時更新して、区民が必要とする情報を、タイムリーかつ効果的に発信する必要がある。	B	川崎区役所 子ども支援室	

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
14	子ども情報ネットワーク	子ども支援室で発行している「子ども情報ネットワークさいわい」(おもに小学生、中学生に配布)等において、子ども相談窓口等の広報を行う。	子ども支援室で発行している「子ども情報ネットワークさいわい」(主に小学生、中学生に配布)等において、子ども相談窓口等の広報を行った。	3	子どもの関係機関で構成する幸区子ども総合支援ネットワーク会議の部会「情報ネットワークさいわい」において、企画編集を行い、7月、12月、2月に3回発行し、区内関係機関に配布した。特に小学生には世帯ごと・中学生には一人ひとりに配布した。また、幸区40周年に伴い関係するイベントや事業を特集としてとて扱い、広報を行った。さらに、幸区の歴史について特集し自分達の住む町の変遷について情報を提供した。	3	子どもの関係機関で構成する幸区子ども総合支援ネットワーク会議の部会「情報ネットワークさいわい」において、企画編集を行い、7月、12月、2月に3回発行し、区内関係機関に配布した。特に小学生には世帯ごと(14校5,982世帯)・中学生には一人ひとり(5校2,563人)に配布した。	3	①関連条文:第35条 ②成果:ネットワーク会議・部会の取組及び区内の子ども・子育て情報について積極的に発信することができた。 ③課題:ネットワーク会議の取組の発信に向けた充実・強化が必要。	B	幸区役所 子ども支援室	
15	なかはらっこ広場	子ども自身が相談機関を検索できるように中原区ホームページ内の「中原区【子育て】情報ガイドこのゆびとまれ!」の中に、「なかはらっこ広場」を開設し、広報に努めている。	引き続き中原区ホームページ内の「中原区【子育て】情報ガイドこのゆびとまれ!」の中の小学～高校向け「なかはらっこ広場」から情報発信を行った。	3	平成23年度に引き続き、中原区ホームページ内の「中原区【子育て】情報ガイドこのゆびとまれ!」の中の小学～高校向けページ「なかはらっこ広場」から情報発信を行った。	3	平成24年度に引き続き、中原区ホームページ内の「中原区【子育て】情報ガイドこのゆびとまれ!」の中の小学～高校向けページ「なかはらっこ広場」から、子ども支援ネットワーク等について情報発信を行った。	3	①関連条文:第35条 ②成果:継続事業の参加者数の増加やリーダーの増加など、地域に定着してきた。 ③課題:より子どもの視点に立って、魅力ある事業展開や情報の発信に努める必要がある。	B	中原区役所 子ども支援室	
16	たかつく子どもページ	子どもが自ら情報収集できるよう、区のホームページの児童向けページ(子どもページ)に区の概要等を優しい文章で紹介し、ふりがなを付けて掲載している。	引き続き相談カテゴリーを掲載するとともに、掲載内容の再確認・修正等のメンテナンスを行った。	3	全市民的なホームページリニューアルに伴うコンテンツ移行時に、不具合がないよう注意した。また情報に誤りがないか掲載内容の再確認を行った。	3	引き続き月1回程度、掲載内容の再確認・修正等のメンテナンスを行った。	3	①関連条文:第29条、第35条 ②成果:区の概要等の情報について、子どもに対してわかりやすく発信することができた。 ③課題:コンテンツの拡充の検討が必要である。	B	高津区役所 企画課	261
17	子育てWEB(多摩区)	「多摩区子育てWEB」の中で、子ども向けや子ども専用の相談先等について案内している。	子育てWEB更新 年3回(他詳細訂正年10回)ヴァージョンアップ年1回	3	ホームページの更新を4回行った。その他、詳細の訂正を10回行った。	3	ホームページ全体の更新を1回行った。その他、詳細の訂正を20回行った。	3	①関連条文:第35条 ②成果:子育て家庭や子ども本人に向けた情報の提供ができた。 ③課題:各所管課や地域に散在する子ども・子育て情報の集約と分かりやすく分類した上での発信について、今後も検討していく必要がある。	B	多摩区役所 子ども支援室	
18	きっずページ(麻生区)	麻生区のホームページから子ども自身がアクセスできるようにし、子どもにわかりやすく区役所の仕事や麻生区に関する情報、相談機関等についての情報提供を行う。また、子どもに関する他のホームページにもリンクできるようにする。	子ども自身がアクセスできるように子どもにわかりやすく区役所の仕事や区内のイベント情報、相談機関等についての情報提供を行った。	3	ホームページをリニューアルをしたことにより、子どもがアクセスしやすくなり、イベント情報などについて最新の情報を提供できた。	3	子ども自身がアクセスできるように子どもにわかりやすく区役所の仕事や区内のイベント情報、相談機関等についての情報提供を行った。	3	①関連条文:第29条、第35条 ②成果:古くなった情報を再度見直し、ホームページに掲載をした。 ③課題:多くの子どもがアクセスし、活用してもらえるよう内容を検討していく。	B	麻生区役所 子ども支援室	263
19	人権オンブズパーソン広報・啓発事業	人権オンブズパーソンは、子どもの権利の侵害に関する相談・救済の申立てを受け、子どもの主体性を尊重した支援を行い、事案の解決を図っている。相談の当事者である子どもたちに、人権オンブズパーソン制度の周知を図るため、市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校の園児、児童、生徒に「人権オンブズパーソン子ども相談カード」やポスター、パンフレット等を配布するほか、子どもホームページで子どもの権利の視点に立って子どもにわかりやすい広報に努める。	人権オンブズパーソンを広報する公共CMを作成し、アゼリアビジョン等で放映した。人権オンブズパーソン子ども教室を9月から1月までの間に、小学校8校、中学校5校で各1時限実施し、児童・生徒及び学校関係者に周知を図った。また、子ども相談カードを改定して配布するとともにポスターの掲示や教育だより等により広報を行い、人権オンブズパーソン制度の一層の周知を図った。	3	市内の学校を通して全児童生徒に相談カードを配付(約140,000枚)した。また、中学校1年生以下の子どもをもつ全保護者に、学校及び保育園、幼稚園をとおしてチラシを配付(約126,000枚)した。ポスターは学区、子ども関係施設、公共施設、市掲示板に掲出した。人権オンブズパーソン子ども教室を12校で実施した。15秒CMを6区で放映(残り1区は平成25年度から)、アゼリアビジョンでも放映、You Tubeにアップした。さらに相談事例を紹介したDVDを作成し市立全小中特別支援学校に配付した。また、「子どもあんしんダイヤル」へ名称を変更した。	2	市内の学校を通して全児童生徒に相談カードを配付(約142,000枚)した。また、中学校1年生以下の子どもをもつ全保護者に、学校及び保育園、幼稚園を通してチラシを配付(約130,000枚)した。ポスターは市内全小・中・高等学校、特別支援学校、民族学校、子ども関係施設、公共施設、市掲示板に掲出した。人権オンブズパーソン子ども教室を小・中学校(計11校)及び児童養護施設(計2施設)で実施した。15秒PR動画を各区役所、アゼリアビジョン及びYou Tubeで放映し、さらに子ども用リーフレットを作成し市内施設等に配布したほか、啓発パネル(A1 6枚)を作成し人権フェア及び各区役所(2区)で展示した。	3	①関連条文:第35条 ②成果:従前から実施しているカード等の配布のほか、DVD等の動画や啓発パネル等の新たな広報手段を取り入れた。 ③課題:引き続き人権オンブズパーソン制度を周知するため、さまざまな手法を活用した広報・啓発を行う必要がある。	B	市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当	92
20	相談カード「ひとりで悩まないで」の作成/配布	市立学校児童・生徒・教職員全員に対して、さまざまな相談機関を記載したカードを配付して直接相談できる場所を広報する。	学習や進路、いじめ・暴力・登校できない学校のことや、生活のことなど、子どもたちがさまざまな相談をできるように多様な相談機関や窓口を掲載したカードを配布した。配布対象は、市立小・中・高等学校、特別支援学校の児童・生徒・教職員全員とした。また、市民館・図書館・区役所等にも設置して活用を図った。	3	学習や進路、いじめ・暴力・登校できない学校のことや、生活のことなど、子どもたちがさまざまな相談をできるように多様な相談機関や窓口を掲載したカードを配布した。配布対象は、市立小・中・高等学校、特別支援学校の児童・生徒・教職員全員とした。また、市民館・図書館・区役所等にも設置して活用を図った。	3	学習や進路、いじめ・暴力・登校できない学校のことや、生活のことなど、子どもたちがさまざまな相談をできるように多様な相談機関や窓口を掲載したカードを配布した。配布対象は、市立小・中・高等学校、特別支援学校の児童・生徒・教職員全員とした。また、市民館・図書館・区役所等にも設置して活用を図った。	3	①関連条文:第23条、第24条、第35条 ②成果:従前の相談機関別のレイアウトから、子どもが悩みをどこに相談したらよいかわかりやすくなったレイアウトに改善を図った。 ③課題:学校で相談カード配布時に、担任から子どもたちにカードの使い方を説明するなど、子どもたちが必要ときに相談機関に相談できるような配慮について、今後も引き続き考えていきたい。	B	教育委員会事務局 人権・共生教育担当	

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
《目標》 具体的な取組 3		人権オンブズパーソンが身近に相談できる機関として子どもに周知されるよう学校や施設、地域に出向き、相談及び広報・啓発活動の充実を図ります。										
21	人権オンブズパーソン子ども教室推進事業	「人権オンブズパーソン子ども教室」は、実際に人権オンブズパーソンが学校や子どもが集う施設に出向き、直接子どもたちに対して、専門調査員の模擬電話相談、人権オンブズパーソンのいじめや人権に関する話をすることにより、気楽に安心して相談ができるようにするとともに、人権オンブズパーソン制度の周知を図る。	人権オンブズパーソン子ども教室を9月から1月までの間に、小学校8校、中学校5校で各1時限実施し、自分を守ることは権利であることやオンブズパーソン制度の利用について、児童・生徒及び学校関係者に周知を図った。	3	中学校5校、小学校7校で人権オンブズパーソン子ども教室を開催した。「気軽になんでも相談できる、秘密が守られ安心して相談できるなど、何かあったら相談したい」という感想が、45%(回収状況/対象:1,654人、回答:906人)あった。	3	中学校4校、小学校7校、児童養護施設2施設で人権オンブズパーソン子ども教室を開催した。「気軽になんでも相談できる、秘密が守られ安心して相談できるなど、何かあったら相談したい」という感想が、小学校・中学校合わせて60%(回収状況/対象:1,545人、回答:1,481人)あった。	3	①関連条文:第35条 ②成果:平成25年度のアンケート結果では、子ども教室は分かりやすかったとまあまあ分かったが90%を超えている。 ③課題:引き続きわかりやすい方法で子ども教室を実施していく必要がある。	B	市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当	93
推進施策 2		子どもの救済にあたっては、子どもの最善の利益の確保の原則に基づき適正な対応に努めます。子どもの権利擁護のための必要な支援と児童相談所の一時保護所をはじめとした施設整備を進めます。(参考条文:第20条、第35条)										
《目標》 具体的な取組 4		学校における子どもへの対応に関し、適正な手続を確保します。										
22	学校における子どもの処遇に関する適正手続き	学校において、退学や停学の処分、出席停止の措置などが決められるときには、子ども本人から、事情や意見を聴くなど弁明の機会を設け、本人や保護者はもちろん、誰からも納得されるよう配慮する。	市立高等学校生徒指導研究会を年2回開催し、各校の生徒指導主任による生徒指導の情報交換を行うとともに、特別指導の際の指導基準について生徒の学習権を保障する姿勢づくりの共通理解を図った。また、特別指導が実施された場合には、生徒本人と保護者から、事実の確認をするとともに生徒一人ひとりの諸事情について十分な確認をするよう指導・助言を行った。	3	市立高等学校生徒指導研究会を年2回開催し、各校の生徒指導主任による生徒指導の情報交換を行うとともに、特別指導の際の指導基準について生徒の学習権を保障する姿勢づくりの共通理解を図った。また、特別指導が実施された場合には、生徒本人と保護者から、事実の確認をするとともに生徒一人ひとりの諸事情について十分な確認をするよう指導・助言を行った。	3	市立高等学校生徒指導研究会を年2回開催し、各校の生徒指導主任による生徒指導の情報交換を行うとともに、特別指導の際の指導基準について生徒の学習権を保障する姿勢づくりの共通理解を図った。また、特別指導が実施された場合には、生徒本人と保護者から、事実の確認をするとともに生徒一人ひとりの諸事情について十分な確認をするよう指導・助言を行った。	3	①関連条文:第25条、第35条 ②成果:年2回の研修会を実施したことにより、各学校の生徒指導等の状況を共通理解することができた。 ③課題:研修内容の充実と生徒・保護者一人ひとりのニーズに応えた支援体制の充実が必要である。	B	教育委員会事務局 指導課	
《目標》 具体的な取組 5		子どもの最善の利益を確保するため、人権オンブズパーソンの相談・救済機能等の充実を図ります。										
23	人権オンブズパーソンの機能の研究	権利を侵害された子どもが、安心してありのままに話ができて、エンパワーメントして解決の主体となりうるよう、子どもが相談しやすい相談体制を整備し、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努める。また、各区こども支援室、学校、民間団体等の関係機関・団体と適切な連携を図りながら子どもの権利の救済活動を推進する。	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムで子どもが相談しやすい相談体制について協議を行った。また、要保護児童対策地域協議会出席やこども支援室主催研修及び校長研修への協力等を通じて、相談・救済機能を高めるよう連携を図った。	3	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムや要保護児童対策地域協議会等関係機関の会議を通して、人権オンブズパーソン機能の研究を行った。また、「10年の歩み」を作成し、運営上の課題を整理した。	3	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムに出席して相談体制等について関係自治体等と意見交換を行った。また、要保護児童対策地域協議会出席や新任校長研修への協力等を通じて、相談・救済機能を高めるよう連携を図った。	3	①関連条文:第35条 ②成果:子どもの権利救済を実施する自治体の取組等が把握できた。 ③課題:相談・救済機能充実のため引き続き検討を続ける必要がある。	B	市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当	95
《目標》 具体的な取組 6		子どもの生活における身近な場所において安心して気軽に相談でき支援が受けられるよう、区役所に設置したこども支援室等の取組を推進します。										
24	こども相談事業	「こども相談窓口」において、0歳からおおむね18歳の子ども・子育てに関する相談を受け付け、区役所保健福祉センターや児童相談所、学校等子どもに関する支援関係機関や施設と連携、調整を行い、的確な支援、解決を図る。	こども相談窓口のPRに努め、0歳からおおむね18歳までの子ども・子育てに関する相談を受け、必要に応じて関係機関等の連絡調整を行いながら相談を実施した。	3	こども相談窓口のPRに努め、0歳からおおむね18歳までの子ども・子育てに関する相談を受け、必要に応じて関係機関等の連絡調整を的確に行いながら相談を実施した。	3	こども相談窓口のPRに努め、0歳からおおむね18歳までの子ども・子育てに関する相談を受け、必要に応じて関係機関等の連絡調整を的確に行いながら相談を実施した。	3	①関連条文:第16条、第18条、第19条、第20条、第35条 ②成果:子ども教育相談員・保健師に加え、心理職・社会福祉職・保育士が相談に入りより専門的な相談が受けられるようになった。 ③課題:児童家庭相談サポート担当は、1年目の組織である為より一層PRが必要となる。	B	区役所 こども支援室→平成25年度より児童家庭課	24,44,73,78,204
《目標》 具体的な取組 7		児童相談所3か所体制の機能強化、一時保護所の環境整備、児童養護施設の整備推進、児童ファミリーグループホーム及び里親制度の拡充を図ります。さらに、施設退所後のケアにも努めます。										
25	家庭的養護の推進	里親制度を紹介したパンフレットの作成など、里親の新規登録、里親への委託の拡充を図ると共に、児童養護施設等を家庭的な生活環境に配慮したケア単位の小規模化を図っていきます。	里親制度の周知や新規里親登録へ向けた養育体験発表会などを開催した。また、新規施設の整備に向け、ケア単位を小規模化できるような制度の検討を実施した。	3	里親制度の周知や新規里親登録へ向けた里親養育体験発表会等を開催した。また、新規施設の整備に向け、ケア単位を小規模化できるような制度の検討を実施した。	3	里親制度の周知や新規里親登録へ向けた里親養育体験発表会等を開催した。また、家庭的な生活環境に配慮したケア単位の児童養護施設を開設した。	3	①関連条文:第35条 ②成果:対象者を絞った養育体験発表会の開催により、里親希望者が増加した(43件)。 ③課題:登録里親の高齢化が進んでいることから、引き続き新規里親登録推進への取り組みが求められる。	B	こども本部 こども福祉課	

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
26	児童相談所の整備	児童に関する相談が複雑、多様化している中で、必要に応じて支援を行う高度専門的な相談・支援機能を向上させる必要がある。また、要保護児童が施設等で健全な成長ができるよう、処遇の向上及び処遇の場の拡充を図る必要がある。	中部児童相談所及び一時保護所の環境改善のため、改修工事を実施した。	3	相談・支援機能における各専門職の役割分担や、各児童相談所と中央児童相談所機能の役割分担を明確化し、業務整理を行うと共に組織体制を整備した。また、相談・支援機能の向上のため、児童相談所進行管理ソフトを導入した。施設については、児童相談所、一時保護所の適切な施設の維持管理を行った。	2	児童相談所の管理ソフトの導入や組織体制の整備により、子どもへの支援の全体的な向上が図られた。	3	①関連条文：第20条、第35条 ②成果：システム導入により事務の強化が図られた ③課題：より一層の職員体制強化、資質向上が必要。	B	こども本部 こども福祉課	
27	要保護児童施設の整備	児童に関する相談が複雑、多様化している中で、必要に応じて支援を行う高度専門的な相談・支援機能を向上させる必要がある。また、要保護児童が施設等で健全な成長ができるよう、処遇の向上及び処遇の場の拡充を図る必要がある。	要保護児童施設整備に向けた基本方針に基づき、仮称北部総合児童福祉施設の整備基本計画を策定し、設置、運営法人を選定し、仮称南部総合児童福祉施設整備基本計画(案)を策定した。また、既存の児童養護施設についても改築時期を早めるために改築の基本的な考え方を決定した。	3	(仮称)北部総合児童福祉施設の建設工事に着手するとともに、(仮称)南部総合児童福祉施設についても整備基本計画を策定し、設置・運営主体の法人により設計を完了した。虐待等により心理的課題を抱えた要保護児童を支援するため、(仮称)こども心理ケアセンター整備基本計画を策定した。既存施設の改築については、新日本学園の基本設計を行った。	3	(仮称)北部総合児童福祉施設は完成し、(仮称)南部総合児童福祉施設についても建設が進んでいる。また、(仮称)こども心理ケアセンターは、建設運営法人を決定し、基本設計までが完了した。既存施設の改築も、新日本学園の仮設建設、川崎愛児園の基本設計までが完了した。	3	①関連条文：第20条、第35条 ②成果：新施設・既存施設についてもユニット方式を取るなど措置児童の生活環境の改善が図られた。 ③課題：建設費高騰が見込まれるため完成時期の調整が困難となっている。	B	こども本部 こども福祉課	
<p>推進施策 3 障害のある子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、不登校の子ども、施設等で生活している子ども、虐待を受けた子どもやDV被害者の子ども、性同一性障害等に悩む子ども等、個別の支援を必要とする子どもが置かれている状況に配慮した相談を実施し、救済体制整備に向けた取組を進めます。(参考条文：第16条、第35条)</p>												
<p>《目標》具体的な取組 8 発達障害を含む障害のある子どもの専門的な支援を行うため施設整備、精神衛生外来診療及び相談窓口の充実を図ります。</p>												
28	発達障害者支援センター事業	自閉症や学習障害、注意欠陥多動性障害等、知的障害や精神障害を対象とした既存の機関で対応できない発達障害児者及びその家族、発達障害児者を支援する関係職員のための専門相談や関係機関とのネットワークを構築する施設を設置する。	・発達障害者支援センターの運営：延べ相談件数 約4,500件 ・発達相談支援コーディネーター養成研修の開催：全6回/93人修了 ・特別支援連携協議会の開催	3	発達障害者支援センターの運営においては、延べ約3,000件の相談があった。また、発達相談支援コーディネーター養成研修は全6回開催し、125人が修了した。障害のある子どもに関する支援事業の把握、現状と課題などを協議するため、福祉部門と教育部門が連携した特別支援連携協議会を開催した。	3	発達障害者支援センターの運営においては、延べ約3,000件の相談があった。また、発達相談支援コーディネーター養成研修は全6回開催し、107人が修了した。	3	①関連条文：第16条 ②成果：継続し多くの相談を受けることができた。 ③課題：相談件数が増加することにより相談につながるまでの期間が長くなってしまふなどの課題が発生する可能性がある。	B	こども本部 こども福祉課	
29	地域療育センターにおける相談事業	地域療育センターは0歳から18歳までの障害及び障害の疑いのある児童とその家族を対象としており、ノーマライゼーションの考え方を基に、児童のライフステージに沿った援助が継続的・総合的になされるよう関係機関と緊密な連携をとりながら、相談、診察、検査、評価、療育、訓練及び指導等の総合的療育サービスを展開している。	・診療部門 小児神経科、児童精神科、整形外科、リハビリテーション科、内科、耳鼻咽喉科の診療を行った。 ・相談・外来部門 ケースワーカーによる相談支援、心理検査、言語治療、理学療法、作業療法を実施した。在宅重度心身障害児の訪問支援も実施した。保育園、幼稚園、学校等の訪問支援及び必要な児童にはグループ指導を行った。 ・通園療育部門 児童福祉法に基づき知的障害児通園、肢体不自由児通園において親子療育を主とした支援を実施した。概ね0~2歳児の早期療育とおおむね3~5歳児の幼児療育を保育士、児童指導員を中心としたチームで対応した。	3	・診療部門 小児神経科、児童精神科、整形外科、リハビリテーション科、内科、耳鼻咽喉科の診療を行った。 ・相談・外来部門 ケースワーカーによる相談支援(改正児童福祉法に基づく障害児相談支援)、心理検査、言語治療、理学療法、作業療法を実施した。在宅重度心身障害児の訪問支援も実施した。保育園、幼稚園、学校等の訪問支援及び必要な児童にはグループ指導を行った。 ・通園療育部門 改正児童福祉法に基づき児童発達支援及び医療型児童発達支援において親子療育を主とした通所支援を実施した。おおむね0~2歳児の早期療育とおおむね3~5歳児の幼児療育を保育士、児童指導員を中心としたチームで対応した。	3	・診療部門 小児神経科、児童精神科、整形外科、リハビリテーション科、内科、耳鼻咽喉科の診療を行った。 ・相談・外来部門 ケースワーカーによる相談支援(改正児童福祉法に基づく障害児相談支援)、心理検査、言語治療、理学療法、作業療法を実施した。在宅重度心身障害児の訪問支援も実施した。保育園、幼稚園、学校等の訪問支援及び必要な児童にはグループ指導を行った。 ・通園療育部門 改正児童福祉法に基づき児童発達支援及び医療型児童発達支援において親子療育を主とした通所支援を実施した。おおむね0~2歳児の早期療育とおおむね3~5歳児の幼児療育を保育士、児童指導員を中心としたチームで対応した。	3	①関連条文：第16条、第18条 ②成果：診療部門、相談・外来部門、通園療育部門の各々において相談支援等を実施した。 ③課題：より良い相談事業実施のため、療育サービス全般の更なる充実が求められる。	B	こども本部 こども家庭センター	
30	精神衛生外来診療	発達障害、自閉症、不登校などの心身症状を呈する子どもに対し、カウンセリングを行い症状の緩和をめざす。	慶應義塾大学医学部小児科学教室の精神保健班の医師を毎月3~4回招聘して外来診療を実施し、不登校などの症状を呈する子ども及びその親に対して児童精神医学的支援を行った。疾患の性質上、診療に多くの時間を要するため、新規患者への対応が難しい状況である。	3	月に3~5回の診察で、平成24年4月から平成25年3月までの1年間に、延べ153人の患者(月平均13名)のカウンセリングを行った。	3	月に3~5回の診察で、平成25年4月から平成26年3月までの1年間に、延べ172人の患者(月平均14人、うち新患7人)のカウンセリングを行った。重症の1例については、慶應義塾大学医学部小児科学教室の精神保健班の協力を得ながら入院治療を行った。	3	①関連条文：第16条 ②成果：月平均のべ12~14人のカウンセリングを行う事が出来た。担当者の努力により、平成25年度は若干名の新患も受け入れることが出来た。 ③課題：担当者の人材確保が困難で、対応人数を増やすことが出来ないため、増え続ける需要に応えることが出来ない。入院治療は常勤の専門医が不在で、患者や家族への対応に困難を極め、最終的には専門医のいる施設への転院を余儀なくされた。	B	病院局 川崎病院(小児科)	

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
《目標》 具体的な取組 9		専門医による学校への援助など、学校が行う子どもの心の健康相談活動を支援します。										
31	心の健康相談活動支援事業	心の健康に起因する問題について、精神科医等による予約制の電話・面接相談を実施する。また、学校の要請に応じて精神科医等を派遣しての面接相談を実施する。このほか、相談事例に基づいた医学的な情報提供や研修会を行い、心の健康問題への啓発活動を実施する。	学校から、軽度発達障害がある児童生徒の理解や対応についての相談を受けて、精神科医が学校での指導方法等の助言を行うことで改善を図ることができた。また、事例検討会やシンポジウムの開催により学校長・教職員等への心の健康問題の理解についての啓発活動を行った。	3	学校から、心の健康に起因する問題を抱えた児童生徒の理解や対応についての相談を受けて、精神科医が学校での指導方法等の助言を行うことで改善を図ることができた。また、事例検討会やシンポジウムの開催により学校長・教職員等への心の健康問題の理解についての啓発活動を行った。課題とされていた医療機関との連携について、川崎市医師会精神科医会等と体制の構築を図ることができた。	3	学校から、心の健康に起因する問題を抱えた児童生徒の理解や対応についての相談を受けて、精神科医が学校での指導方法等の助言を行うことで改善を図ることができた。また、事例検討会やシンポジウムの開催により学校長・教職員等への心の健康問題の理解についての啓発活動を行った。さらに市内12医療機関を協力医療機関として登録し連携を図ることができた。平成25年度より心の健康相談支援事業として実施した。	3	①関連条文：第16条 ②成果：心の健康に起因する問題を抱えた児童生徒の理解や対応についての相談を受けて、精神科医が学校での指導方法等の助言を行うことで改善を図ることができた。また、市内12医療機関を協力医療機関として登録し連携を図ることができた。 ③課題：他事業との連携について検討を行い、児童生徒の状況に応じた支援ができるよう支援体制を構築する必要がある。	B	教育委員会事務局 健康教育課	
《目標》 具体的な取組 10		施設等で生活している子どもに対して、子どもが置かれている状況に配慮した相談を実施するよう努めます。そのために必要な情報提供や学習・文化へのアクセス機会を確保するよう努めます。										
32	子どもの権利ノート活用	児童養護施設等の児童福祉施設入所措置児童に「子どもの権利ノート」を配布し、入所児童の権利擁護を図る。5区市協議事業である。	新規入所児童に権利ノート及び郵送用封筒を配布した。	3	新規入所児童に対し、年齢に応じた権利ノート(幼児用、学童用)及び人権オンブズマン行き郵送用封筒を配布し、子どもの権利について伝えるとともに、子どもが困難に面した場合の相談や権利侵害等の相談方法について周知を行った。	3	新規入所児童に対し、年齢に応じた権利ノート(幼児用、学童用)及び人権オンブズマン行き郵送用封筒を配布し、子どもの権利について伝えるとともに、子どもが困難に面した場合の相談や権利侵害等の相談方法について周知を行った。	3	①関連条文：第16条 ②成果：入所時点で権利ノートの配布及び説明を行い周知されていることで、施設内の意見箱等への意見の表明につながっている。 ③課題：入所時点で権利ノートの配布及び説明を行い、その後も随時個別に対応しているが、権利についてのこまめな意識づけが必要とされている。	B	こども本部 こども福祉課	40,228,274
33	施設での情報提供等	施設内における子どもの権利を保障するため、子どもの声を拾い上げる仕組みの整備や、職員の資質向上を図る研修などを実施していく。	子どもの声を拾い上げる意見箱等の設置を確認した。また、職員の資質向上研修に対する補助を行った。	3	子どもの声を拾い上げる意見箱等の設置を確認した。また、職員の資質向上研修に対する補助を行った。	3	子どもの声を拾い上げる意見箱等が設置されていることを確認した。また、職員の資質向上研修に対する補助を行った。	3	①関連条文：第16条 ②成果：意見箱等の設置により、直接は言い難い児童の意見を拾い上げることができ、施設運営に活用されている。 ③課題：より児童が利用しやすいよう、意見箱の設置場所等について工夫の余地がある。	B	こども本部 こども福祉課	229
34	施設等で生活している子どもへの情報提供等	施設入所等を行う子どもに対して、相談体制等の情報提供を行うために、子どもの権利ノートを配布する。	子どもが施設入所する際に子どもの権利ノートを渡し、子どもが置かれている状況の説明と相談体制等の情報提供を行った。	3	子どもが施設入所する際に子どもの権利ノートを配布し、子どもが置かれている状況の説明と相談体制等の情報提供を行った。	3	子どもが施設入所等する際に子どもの権利ノートを配布し、子どもが置かれている状況の説明と相談体制等の情報提供を行った。	3	①関連条文：第16条 ②成果：施設等に入所している子どもに、自身の権利及び相談体制等の情報提供を図ることで、権利保障についての理解を深めることに努めた。 ③課題：子ども本人が、より自らの権利保障について理解を深めるような啓発に努める必要がある。	B	こども本部 こども家庭センター	230
《目標》 具体的な取組 11		多様な文化的背景を持つ子どもへの支援を充実します。特に日本語指導等協力者の派遣を進めます。										
35	日本語指導等協力者の派遣事業	日本語指導の必要な帰国・外国人児童生徒に週2回、1回2時間、8か月から1年間の日本語指導等協力者を派遣する。	日本語指導が必要な児童生徒のために、初期の日本語指導習得及び学校生活の適応などの支援をするためにそれぞれの学校に週2回、1回2時間の指導を64回(約8か月～1年)実施している。平成23年度の相談件数は113名であった。また、総合教育センターを中心に各区教育担当と連携をしており、113名中各区教育担当が8名の相談を行った。	3	日本語指導が必要な児童生徒のために、初期の日本語指導習得及び学校生活の適応などの支援をするためにそれぞれの学校に週2回、1回2時間の指導を72回(約9か月)実施している。平成24年度の相談件数は144名である。また、総合教育センターを中心に各区教育担当と連携をしており、144名中各区教育担当が5名の相談を行った。	3	日本語指導が必要な児童生徒のために、初期の日本語指導習得及び学校生活の適応などの支援をするためにそれぞれの学校に週2回、1回2時間の指導を72回(約9か月)実施している。平成25年度の相談件数は162名である。また、総合教育センターを中心に各区教育担当と連携をしており、162名中各区教育担当が7名の相談を行った。	3	①関連条文：第16条 ②成果：日本語指導力向上及び学校生活への適応能力の向上が見られた。 ③課題：日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒指導が増加している。派遣回数を確保していく必要がある。	B	教育委員会事務局 総合教育センター カリキュラムセンター	138,272

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
<p>《目標》 具体的な取組 12 川崎市適応指導教室(ゆうゆう広場)を充実します。さらに、不登校家庭訪問員や教育相談員及びメンタルフレンド等の充実を図るとともに情報交換や研修を行います。</p>												
36	適応指導教室(ゆうゆう広場)	市内6か所に設置されている適応指導教室(ゆうゆう広場)において、通級する子どもたちのニーズに応じた活動を展開するために、毎月担当者が集まり、情報交換と研修を行うなど、活動内容に子どもたちの声が反映され、不登校の子どもが安心していられる居場所づくりに努める。	市内5か所に設置している適応指導教室(ゆうゆう広場)の教育相談員の連絡会議、研修会を月1回定期的に開催し、情報の共有化と相談技術の向上を図ってきた。その結果、通級者の3割を超える児童生徒が何らかの形で学校復帰を果たすことができた。	3	高津区に6番目の適応指導教室(ゆうゆう広場)を開設し、市内全域から通級しやすい環境を整えることができた。教育相談員の連絡会議、研修会を月1回定期的に開催し、情報の共有化と相談技術の向上を図った結果、平成24年度は192名が通級登録し、その3割を超える児童生徒が何らかの形で学校復帰を果たしている。	3	市内6箇所(高津区を除く)の適応指導教室(ゆうゆう広場)を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や人間関係の適性を高め、学校や社会復帰につながるような支援を行った。また、教育相談員の連絡会議、研修会を月1回定期的に開催し、情報の共有化と相談技術の向上を図った。その結果、平成25年度は216名が通級登録し、その3割を超える児童生徒が登校できる状態、または、学校復帰を果たしている。	3	①関連条文:第16条、第27条 ②成果:適応指導教室に通った多くの子ども達に状態の改善が見られた。 ③課題:適応指導教室の通級が必要とされる子ども達への周知が必要である。	B	教育委員会事務局 総合教育センター 教育相談センター	106,232,241
37	教育相談員・メンタルフレンド	川崎市適応指導教室(ゆうゆう広場)では、教育相談員以外にボランティアとして、主に心理学を学ぶ大学生や、大学院生をメンタルフレンドに採用し、通級する子どもたちの相談、活動相手になってもらっている。	平成23年度は、心理や教育を学ぶ大学院生及び学部生18人がメンタルフレンドとして活動した。メンタルフレンドは児童生徒と年齢も近く、児童生徒が気軽に相談できることから、子どものケアに大変有効である。	3	平成24年度は、心理や教育を学ぶ大学院生及び学部生21人がメンタルフレンドとして活動した。メンタルフレンドは児童生徒と年齢も近く、児童生徒が気軽に相談できることから、子どものケアに大変有効であった。	3	平成25年度は、心理や教育を学ぶ大学院生及び学部生24人がメンタルフレンドとして活動した。メンタルフレンドは児童生徒と年齢も近く、児童生徒が気軽に相談できることから、子どものケアに大変有効であった。また、教育相談員の連絡会議、研修会を月1回定期的に開催し、情報の共有化と相談技術の向上を図った。	3	①関連条文:第16条、第27条 ②成果:メンタルフレンドは、年齢も近く気軽に相談でき、また一緒に楽しく活動できる存在であるため、子どもが安定した生活を送るために大変有効であった。 ③課題:メンタルフレンドの人数の確保が必要である。	B	教育委員会事務局 総合教育センター 教育相談センター	242
<p>《目標》 具体的な取組 13 要保護児童対策地域協議会を通して、虐待等により支援や保護を必要とする子どもの把握と情報共有を図ります。</p>												
38	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者、その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の早期発見、処遇の向上などを図るため、情報交換や役割分担及び支援計画等の協議を行う。	要保護児童対策地域協議会代表者会議及び実務者会議、個別支援会議を実施し、関係機関との連携強化や適切なケース進行管理に向けて情報交換や役割分担等を行った。	3	要保護児童対策地域協議会代表者会議及び実務者会議、個別支援会議を実施し、関係機関との連携強化や適切なケース進行管理に向けて情報交換や役割分担等を行った。	3	要保護児童対策地域協議会代表者会議及び実務者会議、個別支援会議を実施し、関係機関との連携強化や適切なケース進行管理に向けて情報交換や役割分担等を行った。	3	①関連条文:第16条、第19条 ②成果:児童相談所との連携により個別ケースの進行管理が適切に行われ、早期対応に繋がった。 ③課題:年々ケースの数が増えているので、時間的制約がある中でケース管理手法について検討していく必要がある。	B	こども本部 こども家庭センター→ 平成25年度より児童 家庭支援・虐待対策 室	
<p>《目標》 具体的な取組 14 川崎市DV被害者支援基本計画に基づいて、DV被害者の子どもへの支援施策を積極的に推進していきます。</p>												
39	DV被害者の子どもへの支援	子どもの目の前で行われるDVは児童虐待であり、DVが行われている家庭の子どもも被害者であると捉え、特別な支援が必要な場合には、児童相談所等関係機関と連携を図り的確に対応する。	DV被害者の子どもへのケアのため、支援が必要な場合は区福祉事務所と児童相談所が連携し、組織的な対応を図った。	3	DV被害者の子どもへのケアのため、支援が必要な場合は区保健福祉センターと児童相談所が連携し、組織的な対応を図った。	3	DV被害者の子どもへのケアのため、支援が必要な場合は区保健福祉センターの相談担当と児童相談所が連携し、組織的な対応を図った。	3	①関連条文:第16条 ②成果:区役所保健福祉センターに児童家庭相談を含む相談担当が新設され、連携しやすくなった。 ③課題:更なる連携の推進が必要である。	B	こども本部 こども福祉課	
<p>《目標》 具体的な取組 15 児童養護施設に入所する子どもに対して子どもの権利ノートの趣旨の周知に努めます。また、施設管理者に対して、子どもの権利ノートを活用するよう働きかけます。さらに、里親家庭用の子どもの権利ノートの作成に向けて努めます。</p>												
40	子どもの権利ノート活用	児童養護施設等の児童福祉施設入所措置児童に「子どもの権利ノート」を配布し、入所児童の権利擁護を図る。5県市協調事業である。	新規入所児童に権利ノート及び郵送用封筒を配布した。	3	新規入所児童に対し、年齢に応じた権利ノート(幼児用、学童用)及び人権オンブズパーソン行き郵送用封筒を配布し、子どもの権利について伝えるとともに、子どもが困難に面した場合の相談や権利侵害等の相談方法について周知を行った。	3	新規入所児童に対し、年齢に応じた権利ノート(幼児用、学童用)及び人権オンブズパーソン行き郵送用封筒を配布し、子どもの権利について伝えるとともに、子どもが困難に面した場合の相談や権利侵害等の相談方法について周知を行った。	3	①関連条文:第16条 ②成果:入所時点で権利ノートの配布及び説明を行い周知されていることで、施設内の意見箱等への意見の表明につながっている。 ③課題:入所時点で権利ノートの配布及び説明を行い、その後も随時個別に対応しているが、権利についてのこまめな意識づけが必要とされている。	B	こども本部 こども福祉課	32,228,274
41	里親家庭用「子どもの権利ノート」	5県市(神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市)合同で、里親家庭で養育される児童向けに「子どもの権利ノート」を作成・配布し、委託児童の権利擁護を図る。	里親家庭用子どもの権利ノートの配布について5県市で検討、調整してきたが、各県市独自に実施することとなり、今後、本市で独自に検討・配布を実施していく。	3	朝日新聞厚生文化事業団が作成した里親、里子用「子どもの権利ノート」を全委託里親、里子に配布し、委託児童の権利擁護を図った。	3	朝日新聞厚生文化事業団が作成した里親、里子用「子どもの権利ノート」を全委託里親、里子に配布し、委託児童の権利擁護を図った。	3	①関連条文:第16条 ②成果:入所時点で周知されている。双方に周知した結果、児童の権利擁護が図られた。 ③課題:一人ひとりに対して説明がされています。しかし、相談先へどう繋げてゆけるかが課題である。	B	こども本部 こども福祉課	

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
<p>【目標】 具体的な取組 16</p> <p>障害のある子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、性同一性障害等に悩む子ども等、個別の支援を必要とする子どもや保護者等へ子どもの生活における身近な場所での相談及び支援等を推進していきます。</p>												
42	性的マイノリティ人権啓発事業	性同一性障害や相談窓口について広報・啓発活動を実施する。また、こども本部こども家庭センター、健康福祉局精神保健センター、教育委員会教育相談センター等の性同一性障害に関わる相談機関と連絡・調整を行う。	かわさき人権フェア2011や川崎地下街通路広報コーナーで、性同一性障害や相談窓口に関するパネル展示を行った。性的マイノリティの人権に関する啓発物品を作成した。相談機関による庁内連絡会議を1回開催した。精神保健福祉センターの主催により、精神科医師、当事者と家族を講師に相談関係者等を対象とした研修を開催し協力した(参加者45名)。	3	人権フェアや川崎地下街広報コーナーで性同一性障害に関する展示を実施し、市民向けの啓発を推進した。人権啓発パンフレット「ヒューマンライツ」を増刷し、職員研修や市民向け啓発事業等で配布した。また、健康福祉局精神保健福祉センターが依頼したリーフレット「性同一性障害とは？」を作成し、支援者向けに配布した。スクールカウンセラー連絡協議会、児童生徒指導連絡協議会、学校保健会等の研修会等で本市の取組を説明し、職員・教員等への啓発を推進した。『性同一性障害の医療と法』(メディカ出版)に「川崎市の取組」を寄稿することにより、広く人権思想の普及・啓発を推進した。当事者や家族からの各種相談に、関係機関と連携して対応した。	3	①性同一性障害への対応に係る庁内関係機関で随時情報共有と施策の調整を図った。 ②人権フェアや川崎アゼリア地下街広報コーナーで性同一性障害に関する展示を実施した。 ③スクールカウンセラー連絡協議会、神奈川県立高校教育相談コーディネーター川崎地区会議、区役所こども支援室長会議、養護教諭代表者会議等で本市の取組を説明し、職員・教員等への啓発を推進した。 ④総務局人材育成課の主催する階層別研修のうち新規採用職員研修(4月)、新規採用職員研修(10月)、キャリアステージⅡ職員研修、キャリアステージⅢ職員研修、新任係長研修、新任課長研修、技能・業務研修において、川崎市の発行する人権啓発パンフレット『ヒューマンライツ』を資料として、性同一性障害や川崎市の取組、相談窓口等を説明した。 ⑤健康福祉局精神保健福祉センターの主催する「GID(性同一性障害)事例検討会」において、性同一性障害等の専門医療が受けられる心療内科・精神科クリニックの院長を講師として、ライフステージに応じた適切な相談・対応ができるよう研修を行った。 ⑥高津区役所生涯学習支援課の主催する平和・人権学習「性的マイノリティの子どもが抱える問題」において、NPO法人代表を講師として、広く市民向けの啓発を実施した。 ⑦当事者や家族からの各種相談に、関係機関と連携して対応した。	3	①関連条文:第16条 ②成果:子どもの育ち・学ぶ場で働く多様な職種の教職員に対して本市の取組を説明し、啓発を推進するとともに、具体的なケースに対して対応することができた。 ③課題:具体的なケースへの対応を積み重ね、その経験をもとに対応フローチャートやマニュアルの整備を進めることが課題である。	B	市民・こども局 人権・男女共同参画室	
43	思春期精神保健相談	電話相談を中心に、家族向けのセミナーも行うなど、思春期の精神保健に関する相談への対応を図る。また、思春期精神保健相談の一環として、性同一性障害で悩む思春期年代からの相談への対応を図る。	平成23年度、思春期精神保健相談の延べ支援数は64件。家族向けセミナーは全12回、延べ74名が参加。性同一性障害については、電話相談13件に対応した。また、相談員のスキルアップのため、外部講師を招いての所内事例検討や関係機関職員向けの研修会を実施した。	3	平成24年度、思春期精神保健相談の延べ支援数は約90件であった。区役所関連部署の会議に出席し、連携して、面接や家庭訪問などの個別支援も実施した。性同一性障害については、診療・相談担当に窓口を一本化した。また、家族向けセミナーは全12回実施し、延べ56名が参加。関係機関職員向けに、外部講師を招いての研修会も実施した。	3	平成25年度、思春期精神保健相談の延べ支援数は約90件であった。家族向けセミナーは全7回実施し、延べ26名の参加であった。必要に応じ、面接や家庭訪問などの個別支援も実施した。思春期関係職員向けに、年6回のケース検討会を定例で開始し、関係機関とともにスキルアップを図った。	3	①関連条文:第16条、第18条 ②成果:関係機関と定期的にカンファレンスを行う仕組みを作ることで、連携した支援が行えるよう努めた。 ③課題:スムーズな思春期相談支援を行うために、今後もより一層の各関係機関との情報共有・連携体制の構築が求められる。	B	健康福祉局 精神保健福祉センター	
44	こども相談事業	「こども相談窓口」において、0歳からおおむね18歳の子ども・子育てに関する相談を受け付け、区役所保健福祉センターや児童相談所、学校等子どもに関する支援関係機関や施設と連携、調整を行い、的確な支援、解決を図る。	こども相談窓口のPRに努め、0歳からおおむね18歳までの子ども・子育てに関する相談を受け、必要に応じて関係機関等の連絡調整を行いながら相談を実施した。	3	こども相談窓口のPRに努め、0歳からおおむね18歳までの子ども・子育てに関する相談を受け、必要に応じて関係機関等の連絡調整を的確に行いながら相談を実施した。	3	こども相談窓口のPRに努め、0歳からおおむね18歳までの子ども・子育てに関する相談を受け、必要に応じて関係機関等の連絡調整を的確に行いながら相談を実施した。	3	①関連条文:第16条、第18条、第19条、第20条、第35条 ②成果:子ども教育相談員・保健師に加え、心理職・社会福祉職・保育士が相談に入りより専門的な相談が受けられるようになった。 ③課題:児童家庭相談サポート担当は、1年目の組織である為より一層PRが必要となる。	B	区役所 こども支援室→平成25年度より児童家庭課	24.44.73.78.204
45	発達支援事業(川崎区)	保健福祉センター・こども支援室のほか、地域子育て支援センターや療育センター等の関係機関の連携とボランティアの協力により、「子どもの発達の違いや遅れ・育てにくさ」等があり日常の育児に戸惑いや困難性を感じている親子を対象に、ふれあい遊びや母親のグループワークを実施するとともに、こどもの発達を見守り、見極めていく中で、親子の適正なフォロー体制を整えながら、地域で支援する仕組みを強化する。	・「かわさきsun'sキッズ」年10回開催 延べ参加数70名 ・「こどもの力を育てるために」年10回開催 参加実数37名	3	かわさきsun'sキッズを10回開催し、実数で約40名、延数で270名が参加した。また、「こどもの力を育てるために」を10回開催し、実数で約50名、延数(保護者)で約190名が参加した。	3	かわさきsun'sキッズを9回(降雪のため1回中止)開催し、延数で約100名が参加した。また、「こどもの力を育てるために」を10回開催し、延数(保護者)で約80名が参加した。	3	①関連条文:第16条、第18条 ②成果:保護者に対する講座や、親子で参加するグループ活動を実施し、子どもの発達に悩む保護者を支援できた。 ③課題:支援を必要としている保護者に講座情報等を周知できるよう、広報の仕方を検討する必要がある。	B	川崎区役所 こども支援室	
46	子どもの発達支援事業(幸区)	子どもの発達について支援を行っている関係機関や子育て支援団体と連携し、幸区こども総合支援ネットワーク会議の部会「こどもの発達支援」を2回実施し、その中で、各機関の機構や支援について情報交換や情報共有を行う。また、保護者や支援者の支援強化のため、講演会や情報交換会を実施する。	子どもの発達について支援を行っている関係機関や子育て支援団体と連携し、幸区こども総合支援ネットワーク会議の部会「こどもの発達支援」を2回実施し、その中で、各機関の機構や支援について情報交換や情報共有を行った。また、保護者向け講演会2回、支援者向け講演会2回、保護者同士の情報交換会を10回実施した。	3	子どもの発達について支援を行っている関係機関や子育て支援団体と連携し、幸区こども総合支援ネットワーク会議の部会「こどもの発達支援」を2回実施し、その中で、各機関の機構や支援について情報交換や情報共有を行った。また、保護者向け講演会2回、支援者向け講演会2回、保護者同士の情報交換会を10回(1回は保護者向け講演会と重複)実施した。	3	子どもの発達について支援を行っている関係機関や子育て支援団体と連携し、幸区こども総合支援ネットワーク会議の部会「こどもの発達支援」を2回実施し、その中で、各機関の機構や支援について情報交換や情報共有を行った。また、保護者向け講演会2回、支援者向け講演会1回、保護者同士の情報交換会を10回実施した。	3	①関連条文:第16条、第18条 ②成果:子どもの発達支援を行っている関係団体との情報交換や情報共有としての場として機能することができた。 ③課題:地域全体に対する発達障害への理解促進が求められる。	B	幸区役所 こども支援室	

第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画進捗状況調査表

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
47	子どもの発達支援事業（中原区）	子どもの発達課題に対して市民活動団体や関係機関で構成する「子どもの発達支援検討会」を設置し、子どもの発達に課題をもつ親子の実状の共有化を図り、課題解決のための援助について検討を行う。また、その具体的な援助方法の一つとして、発達に課題のある子どもを持つ保護者に対して、子どもの発達課題の理解を深めるために情報提供を行い、子どもへの対応スキルの向上をめざすと共に、保護者相互の力を活用できるよう支援をおこなう。	「子どもの発達支援検討会」を3回開催し各機関の支援状況や課題について情報共有した。また地域・関係団体のスキルアップのための研修会を開催し区内の専門機関の状況や具体的な連携の仕方について学んだ。保護者支援事業として2・3歳児の親子を対象とした「子育てセミナー」（計12回・講演会1回）、就園児保護者を対象とした「保護者セミナー」（計10回）、就学直前保護者を対象とした「就学直前保護者ミーティング」（計3回・講演会1回）、就学児童の保護者を対象とした「保護者ミーティング」（計11回・講演会1回）をそれぞれ開催した。就園児保護者支援を実施したことで就園前から就学後までの子どもの成長に応じた保護者支援の拡充が図れた。	3	「子どもの発達支援検討会」を3回開催し、各機関の支援状況や課題について情報共有した。また支援者自身のメンタルヘルスケアのための研修会を開催した。保護者支援事業として2・3歳児の親子を対象とした「子育てセミナー」（計12回・講演会1回）、就園児保護者を対象とした「保護者セミナー」（計11回）、就学直前保護者を対象とした「就学直前保護者ミーティング」（計3回・講演会1回）、就学児童の保護者を対象とした「保護者ミーティング」（計11回・講演会1回）をそれぞれ開催した。就園児保護者支援を実施したことで就園前から就学後までの子どもの成長に応じた保護者支援の拡充が図れた。	3	「子どもの発達支援検討会」を3回開催し、各機関の支援状況や課題について情報共有した。また支援者向けの研修会を年2回開催した。保護者支援事業として2歳～就園前の親子を対象とした「子育てセミナー」（計9回・講演会含む）、就園児保護者を対象とした「保護者セミナー」（計9回・講演会含む）、就学児童の保護者を対象とした「保護者ミーティング」（計7回）をそれぞれ開催した。保護者にとって、話を聞いてもらう場所、わかりあえる仲間と出会える場となった。	3	①関連条文：第16条、第18条 ②成果：就園前から就学後までの子どもの成長に応じた保護者支援の拡充が図れた。 ③課題：発達や人との関わり等が気になる子どもの状況が様々な中、今後、できるだけ早い時期から継続的な支援を進め、専門機関との連携を強化していく必要がある。	B	中原区役所 児童家庭課 こども支援室	
48	たかつ親子教室	発達上の課題を持つ親子への育児支援として健診等で手遊び、親子遊び、グループワークなど実施する。	発達支援のグループ。親子遊びと母親のグループワークを行います。4コース実施し、44組の親子が参加	3	1歳6か月児健診からのフォロー教室を4コース実施した。また、3歳児健診からのフォロー教室を2コース実施し、64組の親子が参加した。	3	1歳6か月児健診からのフォロー教室を4コース実施し、44組の親子が参加した。また、3歳児健診からのフォロー教室を2コース実施し、17組の親子が参加した。	3	①関連条文：第16条、第18条 ②成果：子どもの成長発達を促すだけではなく、子どもの発達に不安を抱える親同士が交流し、専門家に相談をすることで、安心して安定した育児につながった。 ③課題：参加数が増えると、1人1人の状況の観察が困難になっている。	B	高津区役所 児童家庭課	
49	幼児の発達支援事業（宮前区）	乳幼児健診等から、幼児の発達や養育についてフォローが必要な親子を対象に、集団遊び、交流、学習、個別相談が組み込まれた教室や個別の幼児相談を実施する。	1歳6か月児健診からのフォロー教室は、月1回年12回実施。（4回1コース）3歳児健診からのフォロー教室は、3回1コースを3コース実施。幼児相談は、72回実施。（1回3人）	3	1歳6か月児健診からのフォロー教室は、4回1コースとし、4コース実施した。また、3歳児健診からのフォロー教室は、3回1コースを1コース実施した。幼児相談においては84回×3組（延252組）の相談を受けた。	3	1歳6か月児健診からのフォロー教室は、4回1コースとし、年間通じて実施した。また、3歳児健診からのフォロー教室は、3回1コースを3コース実施した。幼児相談においては84回×3組（延252組）の相談を受けた。	3	①関連条文：第16条、第18条 ②成果：幼児の発達や養育についてフォローが必要な親子にわが子の発達に気づききっかけやかかわり方を支援すると同時に育児不安や負担を軽減する支援も行い、早期に療育へつなげることができた。 ③課題：療育への通園までの待機期間があるため、待機中の支援を考える必要がある。	B	宮前区役所 児童家庭課	
50	幼児の発達支援事業（多摩区）	「言葉が遅い」、「多動」、「こだわりが強い」など精神及び社会性の発達に関する不安や、育てにくさを感じている幼児と保護者に対し、子どもの発達を促す支援と保護者の育児不安や負担を軽減を図るよう支援する。	1歳6か月健診後フォロー教室「プーさんキッズ」年12回、3歳児健診後フォロー教室「たま遊びの会」年12回実施した。3歳児健診に心理相談員による個別相談を併設し36回実施した。	3	1歳6か月健診後フォロー教室「プーさんキッズ」を年12回、3歳児健診後フォロー教室「たま遊びの会」を年12回実施した。3歳児健診に心理相談員による個別相談を併設し、36回実施した。	3	1歳6か月健診後フォロー教室「プーさんキッズ」を年12回、3歳児健診後フォロー教室「たま遊びの会」を年12回実施した。3歳児健診に心理相談員による個別相談を併設し、36回実施した。	3	①関連条文：第16条、第18条 ②成果：発達が気になるお子さんを早期に支援することができ、お子さんの発達保障と保護者の不安軽減につながった。 ③課題：希望者が多く、グループに入るまで待つ時間が長くなっているため、その間のフォローが課題となっている。	B	多摩区役所 児童家庭課	
51	発達支援事業（麻生区）	健診等から把握された発達上の偏りや育てにくさ・遅れのある子と保護者について、手遊び・親子遊び、講話などグループ活動をおとして、子どもの発達の見極めや保護者に対する支援を行う。	1歳6か月児を対象とした『ちびっこ健康教室』を年4コース、3歳児を対象とした『あさおあそびの会』を年4コース開催した。	3	継続支援の必要な家庭が教室終了後の関係機関へ繋がりやすくするため、教室期間中に電話フォローを行うなど運営方法を見直し、1歳6か月児を対象とした『ちびっこ健康教室』を年4コース、3歳児を対象とした『あさおあそびの会』を年3コース開催した。	3	1歳6か月児を対象とした「ちびっこ健康教室」4日間1コースを4コース、3歳児を対象とした「あさおあそびの会」3日間1コースを3コース開催した。合計73組。総延数488人参加。地域療育センターの職員が教室に参加することで、発達の確認も合わせ、フォローが必要な児に対しては、療育センターへズムズにつながる事ができた。	3	①関連条文：第16条、第18条 ②成果：アンケートから、遊びをととして具体的な対応を学び日常生活に取り入れることができた。また、教室終了後、個別の相談に応じ各相談事後フォローにもつながり継続した支援を受けることができた。 ③課題：参加した保護者から、好評でもっと回数を増やしてほしいと要望あり。また、兄弟ケース参加も多くあり、目配り等含め内容や人員確保について検討していく必要がある。	B	麻生区役所 児童家庭課	
52	外国籍等子ども学習支援事業（麻生区）	外国人の定住化が進む中で、日本語が分からないために学校での学習内容が理解できない子どもたちが増えている。平成18年度に市民企画提案を受け、平成19年度に市民ボランティアを公募し、平成20年度から外国人等の子どもの学習を地域で支援することを目的として、この事業を実施した。平成24年度からはこども支援室に移管され、外国籍等子ども学習支援事業として実施する。	(1)小学生6名、中学生3名の学校での支援：授業中や放課後等において、個別に支援する。 (2)地域拠点（麻生市民交流館やまゆり・新百合トウェンティワンホール）での学習支援：地域の公共施設を活用し、子どもの自由参集により、集団支援（宿題の対応など）を行う。	3	外国籍等の児童・生徒に対して学校の授業や放課後の中で個別指導を行い、夏休みの時期は、区内の公共施設等で集団での支援活動を実施した。また、平成24年度からこども支援室に事業が移管されたことにより、年間を通して学校支援センターとの連携や学校との調整が円滑にでき、学習支援活動を効果的に運営できた。	3	外国籍等の児童・生徒に対して学校の授業や放課後の中で個別指導を行い、夏休みの時期は、区内の公共施設等で集団での支援活動を実施した。また、年間を通して学校支援センターとの連携や学校との調整が円滑にでき、学習支援活動を効果的に運営できた。	3	①関連条文：第16条 ②成果：年間を通して学校支援センターとの連携や学校との調整が円滑にでき、学習支援活動を効果的に運営できた。 ③課題：引き続き連携を強化し、学習支援活動の効率化を図っていく必要がある。	B	麻生区役所 こども支援室	132

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価	所管課	再掲事業No.
推進施策 4		子どもへの権利侵害を防止し、被害を回避するために、子どもの権利や子どもの相談・救済に関する社会的な認識を深めるような広報・啓発に努めます。 (参考案文:第6条、第7条、第12条、第17条、第20条、第23条、第24条、第35条)										
【目標】 具体的な取組 17		子どもの権利や子どもの相談・救済に関する認識を深めるため、保護者、市民、民生委員・児童委員、人権擁護委員、子どもに関わる施設職員、教職員、行政職員等おとなを対象とした情報提供、学習機会、研修等を充実します。										
53	子どもの権利に関する条例パンフレットの作成・配付	子ども自身が子どもの権利についての意識を高め、理解を深められるよう、条例理解のためのパンフレットを市内の幼・小・中・高の児童・生徒に配布する。	秋の一斉配付では、市内小4・中2・高1の児童生徒及び保育園、市施設等964か所に41,289部配付し、春の小学校新入生保護者用に115校に13,870部配付した。	3	秋の一斉配付では、市内小4・中2・高1の児童・生徒を対象とし、保育園や小中学校、高校などの市の施設811か所を通じて44,411部を配布した。また、春の小学校新入生保護者用に115校を通じて13,105部を配付した。また、配付時には、条例についての説明文も添えて読みやすくするなど、子どもの権利に関する条例の啓発に努めた。	3	秋の一斉配布に向け、低学年にも分かりやすいマンガ入りリーフレットを子どもの意見を聞きながら新たに作成し、市内小学校全児童及び教職員に73,225部配布した。また条例パンフレットを中2・高1の生徒及び保育園、市施設等765か所に29,042部、春の小学校新入生保護者用として115校に13,215部配布した他、関係施設や区のイベント等でも配布し、子どもの権利の広報・啓発を実施した。	1	①関連条文:第6条、第16条、第17条、第23条、第27条 ②成果:「子どもの権利の日」の時期に対象児童生徒へのパンフレットの配布ができた。また、低学年にも分かりやすいマンガ入りリーフレットを新たに作成した。 ③課題:子どもたちへの意識付けの定着を図るために、リーフレットの小学校全児童への配布を継続して行いつつ、市民が直接条例について考える機会を増やす必要がある。	A	市民・こども局 人権・男女共同参画室	208,293
54	子どもの権利に関わる講師派遣	子どもに関わる施設・市民グループ等における研修会等に講師を派遣し、子どもの権利について広報啓発事業を推進する。	子どもに関わるNPO法人や地域教育会議等が実施する各種講座等において、子どもの権利条例や子どもの権利に関わるテーマで、講師派遣の依頼に応じて職員を派遣した。(延べ5回188人)	3	病院局看護職員研修2回、各区や単園での認可保育園・わくわくプラザ職員の研修5回、子どもに関わる施設の保護者会等3回、NPO法人主催の講座2回、地域教育会議の学習会等3回、講師派遣の依頼に応じて職員を派遣し、平成23年度の841人を上回る延べ1,531人に対し、条例や子どもの権利に関するテーマで講習等を行った。	2	病院局・消防局などの各局の新採用研修や環境局階層研修、市民館にて開催された子育て支援講座、各区役所や保育園等で子どもに関わる施設職員向けの講座を行った。また、民間からの講師派遣も引き受け、延べ17回、982人に対し、人権全般を含め、子どもの権利に関する講習を行った。	3	①関連条文:第6条、第7条、第8条、第16条、第23条、第24条、第27条 ②成果:本事業を各種会議の場や情報紙等で広報した結果、派遣依頼が増え、人権全般と合わせて子どもの権利に関して広く啓発することができた。 ③課題:市民グループ等での講演の機会はまだまだ少なく、今後も積極的に講師派遣を呼びかけ、職員を派遣し、条例の啓発を進めていきたい。また、講師対応可能な職員の育成は大きな課題である。	B	市民・こども局 人権・男女共同参画室	209,278,295,319,321
55	乳児院等の職員への研修支援	乳児院等の職員が乳幼児の意向・意見を受け止め、尊重する力量を形成するための研修支援をする。	児童の人権及び児童の発達や表現力についての研修等の案内を行った。また、5県市の児童福祉施設職員研修会への補助を継続して行った。さらに、5県市合同の基幹的職員研修により、指導的立場の職員を養成し、職員の資質の向上を図った。	3	児童の人権及び児童の発達や表現力についての研修等の案内を行った。また、5県市の児童福祉施設職員研修会への補助を継続して行った。さらに、5県市合同の基幹的職員研修、及び基幹的職員フォローアップ研修により、指導的立場の職員を養成し、職員の資質の向上を図った。	3	児童の人権及び児童の発達や表現力についての研修等の案内を行った。また、5県市の児童福祉施設職員研修会への補助を継続して行った。さらに、5県市合同の基幹的職員研修、及び基幹的職員フォローアップ研修により、指導的立場の職員を養成し、職員の資質の向上を図った。	3	①関連条文:第7条 ②成果:5県市で協力することで研修の機会を増やし、こどもへの支援等資質向上が図られた。 ③課題:交替勤務等という条件がある中、研修を受講のための調整が困難となっている。	B	こども本部 こども福祉課	210
56	児童養護施設等の職員研修支援	施設に対してパンフレットや研修等の情報を提供するなど、職員の研修への参加を支援する。	施設に対して児童の人権に関するパンフレットや研修等の情報提供を行うとともに、県内の児童福祉施設職員研修会への補助を継続して行い、職員の研修への参加を支援した。さらに、5県市合同の基幹的職員研修により、指導的立場の職員を養成し、職員の資質の向上を図った。	3	施設に対して児童の人権に関するパンフレットや研修等の情報提供を行うとともに、県内の児童福祉施設職員研修会への補助を継続して行い、職員の研修への参加を支援した。さらに、5県市合同の基幹的職員研修、及び基幹的職員フォローアップ研修により、指導的立場の職員を養成し、職員の資質の向上を図った。	3	施設に対して児童の人権に関するパンフレットや研修等の情報提供を行うとともに、県内の児童福祉施設職員研修会への補助を継続して行い、職員の研修への参加を支援した。さらに、5県市合同の基幹的職員研修、及び基幹的職員フォローアップ研修により、指導的立場の職員を養成し、職員の資質の向上を図った。	3	①関連条文:第7条 ②成果:5県市で協力することで研修の機会を増やし、こどもへの支援等資質向上が図られた。 ③課題:交替勤務等という条件がある中、研修を受講のための調整が困難となっている。	B	こども本部 こども福祉課	211
57	里親への研修	里親の研修受講について義務化がされている「里親が行う養育に関する最低基準」及び、平成15年度川崎市児童福祉審議会報告「里親への充実に向けて」を受け、里親認定時の研修や一定期間経過後の継続研修など、段階に応じた研修を実施している。	実習を含む認定前研修2回、新規登録里親研修3回、継続研修2回、基礎研修2回、専門里親研修の委託実施を行った。	3	実習を含む認定前研修2回、新規登録里親研修2回、継続研修2回、基礎研修2回、専門里親研修の委託実施を行った。また、里親支援機関による、個々の里親が抱える問題についてテーマを絞った研修を実施した。	3	実習を含む認定前研修2回、新規登録里親研修2回、基礎研修2回、更新研修2回、継続研修・専門里親研修の委託実施を行った。また、里親支援機関による、個々の里親が抱える問題についてテーマを絞った研修を実施した。	3	①関連条文:第7条、第18条 ②成果:里親相談事業を行う里親支援機関へ研修の委託を行ったことにより、里親の悩みに沿った研修を行うことができ、研修出席率も上がった。 ③課題:より養育への効果のある研修の実施が望まれる。	B	こども本部 こども福祉課	212
58	児童虐待防止啓発講演会	児童虐待の発生の予防と社会的認識の向上のため、関係機関向け、市民向けの講演会を実施する。	関係機関向けに家族支援に関する研修を開催し児童虐待の予防と対応等に関する理解を深めた。その他社会的認識の向上に向けて、虐待防止キャンペーンとしてフロンターレ試合会場の等々力競技場にてパンフレット等の配布や、5県市統一行動にて川崎駅自由通路で街頭キャンペーンを実施した。	3	関係機関職員を含めた児童虐待対応等に関する研修(性的虐待)を開催し、児童虐待の対応等に関する理解を深めた。	3	関係機関職員を含めた児童虐待対応等に関する研修「こども虐待と家族支援」を開催し、児童虐待の対応等に関する理解を深めた。児童家庭支援・虐待対策室等との連携によるオンラインリボンキャンペーン実施により、児童虐待の発生予防と社会的認識の向上を図った。	3	①関連条文:第7条、第8条、第19条、第23条 ②成果:専門的な研修、幅広い対象向けの研修等、様々な研修や講演を通して、児童虐待対応等に係る理解を深めることができた。また、関係機関との協働による広報活動を通じて、児童虐待の発生予防、社会認識の向上を図った。 ③課題:虐待防止啓発の充実により、更なる子どもの権利擁護を図る必要がある。	B	こども本部 こども家庭センター→ 平成25年度より児童家庭支援・虐待対策室	203,283

第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画進捗状況調査表

施策の方向 1 1~96

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
59	相談機関等に関わる職員研修	相談機関等に関わる職員が、児童の意見表明を支える力量を高めるための研修体制を整える。	家族支援に関する研修を関係機関も交えて開催をした。また、関係機関等に対して児童虐待通告対応等の研修等を行った。	3	性的虐待に視点をあてた、児童虐待初期対応等に関する研修を関係機関も含めて開催し、児童の相談機関等職員の力量を高める研修を実施した。	3	性的虐待に視点をあてた、児童虐待初期対応等に関する研修を関係機関も含めて開催し、児童の受止めに係る力量等、職員の資質向上を図った。	3	①関連条文：第7条 ②成果：関係機関を含む職員への研修を実施することにより、職員の資質向上を図った。 ③課題：各種研修の充実に努め、職員の資質向上及び機関連携強化が求められる。	B	こども本部 こども家庭センター	88.214
60	児童相談所の専門性の強化	ケースワーカーや担当児童心理司などが、児童の気持を尊重し、児童が解決の主体となれるよう解決のプロセスを尊重した相談援助をする。	弁護士などの専門職による研修や児童精神科医による研修等の他、子どもの虹情報研修センターなどの外部機関による研修に参加することで、スキルアップを図り児童が解決の主体となれるよう専門性向上に向けて取り組んだ。	3	弁護士などの専門職による研修や児童精神科医による研修等の他、子どもの虹情報研修センターなどの外部機関による研修に参加することで、スキルアップを図り児童が解決の主体となれるよう専門性向上に向けて取り組んだ。	3	弁護士等専門職による研修や児童精神科医による研修の他、子どもの虹情報研修センターなどの外部研修に参加することで、スキルアップを図り子どもが解決の主体となれるよう、専門性向上に向けて取り組んだ。	3	①関連条文：第7条 ②成果：各種研修の充実に努める等、児童相談所の専門性強化を図れた。 ③課題：更なる児童相談所の専門性強化により、子どもの権利擁護充実に図る必要がある。	B	こども本部 こども家庭センター	215
61	専門職員研修	障害児の自立、社会参加を促進するため、研修を実施し、職員の意識高揚と資質向上を図り、利用者に対して質の高いサービスを提供する。	・学会へ出席し、最新の専門知識を取り入れた。 ・講師を招き研修会を実施。計5回開催したが、延べ134人の専門職員が参加した。	3	学会へ出席し、最新の専門知識を取り入れた。講師を招いて研修会を5回開催し、延べ139人の専門職員が参加した。	3	学会へ出席し、最新の専門知識を取り入れた。講師を招いて研修会を5回開催し、延べ97人の専門職員が参加した。	3	①関連条文：第7条 ②成果：専門的な知識を習得し、職員の技術の向上につながった。 ③課題：最新の専門知識を学び、職員の技術を向上につなげるには、継続的な研修が必要となる。	B	健康福祉局 障害計画課	
62	教育広報誌「教育だよりかわさき」	本市の児童・生徒、保護者、教育関係者、市民を対象に、教育に関する情報を提供するため、「教育だよりかわさき」を発行する。	子どもの権利への理解を深めるため、教育施策や学習の機会に関する情報を児童・生徒、保護者及び教育関係者等に対してわかりやすく提供するために「教育だよりかわさき」を計3回発行した。	3	子どもの権利への理解を深めるため、教育施策や学習の機会に関する情報を児童・生徒、保護者及び教育関係者等に対してわかりやすく提供するために「教育だよりかわさき」を計3回発行した。	3	子どもの権利への理解を深めるため、教育施策や学習の機会に関する情報を児童・生徒、保護者及び教育関係者等に対して提供し、「教育だよりかわさき」(年3回発行)に、子どもの権利条例やかわさき子どもの権利の日のつどい、川崎市子ども会議についての記事を掲載した。	3	①関連条文：第17条、第18条、第32条 ②成果：特集記事や企画コーナーの充実を図り、市民がより興味を持てるような内容になるよう誌面のリニューアルを図った。 ③課題：対象である児童・生徒、保護者及び教育関係者等にアンケート等で意見を聞き、より関心を持ってもらえるような誌面にしていくことが求められる。	B	教育委員会事務局 企画課	125.216.307
63	家庭・地域教育学級、家庭教育推進事業(教育文化会館・市民館)	子どもの理解や親の役割及び家庭環境、地域課題をめぐる諸問題についての学習機会の提供や啓発のためのイベント等の実施をとおして、子どもの健全な成長をめざす。	子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えるとともに、親同士の関係づくりを図る場である「家庭・地域教育学級」を24学級実施するとともに、100校のPTAに対し「家庭教育学級」開催への支援を行った。 また、子育て広場の開設や子育て情報紙の発行などの「子育て支援啓発事業」を各区において実施した。	3	子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えるとともに、親同士の関係づくりを図る場である「家庭・地域教育学級」を27学級実施するとともに、111校のPTAに対し「家庭教育学級」開催への支援を行った。 また、子育て広場の開設や子育て情報紙の発行などの「子育て支援啓発事業」を各区において実施した。	3	子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えるとともに、親同士の関係づくりを図る場である「家庭・地域教育学級」を21学級実施するとともに、131校のPTAに対し「家庭教育学級」開催への支援を行った。 また、子育て広場の開設や子育て情報紙の発行などの「子育て支援啓発事業」を各区において実施した。	3	①関連条文：第7条、第8条 ②成果：子どもたちの健全育成のため、家庭教育について親が自ら学ぶ場を多数提供した。PTAを対象とした「家庭教育学級」については年々実施校も増加した。 ③課題：働く親など、従来の講座形式では参加が難しい親に対してのアプローチが求められる。	B	教育委員会事務局 生涯学習推進課	217.309
64	PTA活動研修(教育文化会館・市民館)	各学区や行政区の特色を活かしながら、子どもの健全な成長を支えるPTA活動の更なる活性化をともに考える研修を行う。	子どもの権利に関する理解を深めるとともに、PTA活動における各委員会の活動を考え、他校との情報交換により活性化を図る研修を、各区において実施した。	3	子どもの権利に関する理解を深めるとともに、PTA活動における各委員会の活動を考え、他校との情報交換により活性化を図る研修を各区で実施した。	3	子どもの権利に関する理解を深めるとともに、PTA活動における各委員会の活動を考え、他校との情報交換により活性化を図る研修を各区で実施した。	3	①関連条文：第7条、第8条 ②成果：PTA活動の活性化を図ることで、子どもたちの健全な成長を支える環境づくりを支援できた。 ③課題：毎年PTA役員が変わるため、継続して研修を実施することが求められる。	B	教育委員会事務局 生涯学習推進課	218.310
65	教職員研修	子どもの心を開く児童生徒指導研修として、各学校や社会教育施設での人権尊重教育のあり方や進め方について、講義や実践報告、実技演習をとおして学び日常の児童生徒指導に活かすための研修を実施する。	児童文化研究会の常任委員とTAP(玉川アドベンチャープログラム)を講師として表現活動や人間関係づくりのプログラムの実技演習を行い、学校における子どもの権利保障についての教職員の意識の高揚に努めた。延べ26名の参加。	3	児童文化研究会の常任委員とTAP(玉川アドベンチャープログラム)を講師として表現活動や人間関係づくりのプログラムの実技演習を行い、学校における子どもの権利保障についての教職員の意識の高揚に努めた。延べ23名が参加した。	3	児童文化研究会の常任委員とTAP(玉川アドベンチャープログラム)を講師として表現活動や人間関係づくりのプログラムの実技演習を行い、学校における子どもの権利保障についての教職員の意識の高揚に努めた。延べ16名が参加した。	3	①関連条文：第7条、第23条、第24条 ②成果：人間関係づくりのプログラムを通して児童理解を深めることができた。 ③課題：研修の時期を見直し、多くの参加が図られるよう、工夫する。	B	教育委員会事務局 総合教育センター カリキュラムセンター	219
【目標】 具体的な取組 18		母子健康手帳の交付及び両親学級の開催等を通じて子どもの権利の広報啓発を進めます。また保育園・幼稚園、さらに子育て支援センター等において子どもの権利についての保護者への周知を図ります。										
66	地域子育て支援センター事業	平成19年度に国が地域子育て支援センター事業を再編し、新たに児童館の活用を加えた「地域子育て支援拠点事業」を創設した。これにより、より身近な地域でサービスを提供し、安心して、子育てができる環境を整備する。地域に根ざした「こども文化センター」を定期的に地域子育て支援センターとして提供することにより、支援活動をおして、地域の特性を生かした市民活動団体の育成を図る。	・地域子育て支援センター(センター型)1か所拡充(幸区) ・平成24年度地域子育て支援センター(児童館型)事業運営団体を検討を行い、地域の子育て支援の充実に図った。 ・担当者のスキルアップのための研修実施	3	地域子育て支援センターを幸区・高津区に計2か所拡充し、市内51か所で事業を行なった。また、地域子育て支援センター事業の今後の方向性について関係部署と検討を行なった。このほか、担当者のスキルアップのための研修を8回実施した。	3	地域子育て支援センター事業について、市内53か所を実施した。また、地域子育て支援センター事業の今後の方向性について関係部署と検討を行なった。このほか、担当者のスキルアップのための研修を9回実施した。	3	①関連条文：第17条、第18条、第26条 ②成果：地域子育て支援センターを市内に53か所実施し、地域のこども子育て支援の機能の充実に図った。 ③課題：家庭で子育てをしている世帯に対する支援に向けて、地域子育て支援センター事業の充実にに向けた取り組みをすすめていく必要がある。	B	こども本部 こども企画課	197.234

各年度達成度=1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:目標をほぼ達成 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った
3年間の自己評価度=A:目標を上回って達成 B:目標をほぼ達成 C:目標を下回った D:廃止

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
67	保育所における子育て支援事業	子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	各地域子育て支援センターや保育園の園庭開放等で、地域の親子に対して講座や育児相談等を実施	3	各地域子育て支援センターや保育園の園庭開放、また、川崎市及び宮前区において公立保育所再構築のモデル事業を推進し、地域の親子に対して講座や育児相談等を実施することで、引き続き地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	3	各地域子育て支援センターや保育園の園庭開放、また、川崎市及び宮前区において公立保育所再構築のモデル事業を推進し、地域の親子に対して講座や育児相談等を実施し、引き続き地域の子育て家庭に対する育児支援を行った。	3	①関連条文：第17条、18条 ②成果：各保育園で園庭開放などで、地域の親子に講座や育児相談等を実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を充実させた。 ③課題：ニーズを捉えた支援を地域と共に進めていく必要がある。	B	子ども本部 保育課	198,235
68	子ども文化センターにおける子育て支援事業	子育ての不安や悩みを抱えている親が、気軽に行ける場、幼児と保護者が交流できる場として、子ども文化センターを提供し、地域における子育て支援を行う。また、施設の利用環境整備等を行う。	幼児と保護者等が交流できる場として、子ども文化センターを提供し、地域における子育て支援を行った。また、施設等の環境整備等の施設整備を行った。	3	幼児と保護者等が交流できる場として、子ども文化センターを提供し、地域における子育て支援を行った。また、施設等の環境整備等を行った。	3	幼児と保護者等が交流できる場として、子ども文化センターを提供し、地域における子育て支援を行った。また、施設等の環境整備等を行った。	3	①関連条文：第17条、18条 ②成果：乳幼児連れの保護者の来館が増え、地域の子育て支援の拠点となった。 ③課題：乳幼児のための施設環境を整える必要がある。	B	子ども本部 青少年育成課	199,236
69	母子保健指導事業	妊娠の届出から母子健康手帳の交付、母子管理票の作成、両親学級の開催など、妊娠中を母子ともに健康に過ごし、安心して出産・子育てができるようにする。父親の参加・子どもの権利についての啓発機会とする。	継続して母子健康手帳に子どもの権利に関するページを設けている。また、母子健康手帳交付の際、初めての出産となる方には、両親の役割や子育てについての学習の場となる両親学級への参加を促した。妊婦にやさしい環境づくりに向けてマタニティマークの普及啓発を図るため、マーク入りストラップの配布を行った。	3	母子健康手帳に、引き続き子どもの権利に関するページを設けるとともに新規で父親の育児参加を促すページを作成し、啓発を行った。妊婦にやさしい環境づくりに向けてマタニティマークの普及啓発のためのストラップの配布を実施した。	3	母子健康手帳に子どもの権利に関するページを設けている。また、母子健康手帳交付の際、初めての出産となる方には、両親の役割や子育てについての学習の場となる両親学級への参加を促した。両親学級は父親にとっても子どもの権利について学ぶ機会となった。	3	①関連条文：第18条 ②成果：母子健康手帳交付や両親学級にて子どもの権利についての普及啓発を実施し、理解を得ることができた。 ③課題：今後もこれらの機会を活かし子どもの権利の普及啓発を図る必要がある。	B	子ども本部 子ども家庭課	213,315
<p>推進施策 5</p> <p>学校において、子どもからのSOSを適切に受け止められるよう、教職員の意識の向上を図り、体罰によらない子どもへの対応が徹底されるよう教職員への啓発に努めます。特にいじめや虐待を受けている子どもに対して、学校内外で速やかに対応できるような体制を整備します。 (参考条文：第20条、第23条、第24条)</p>												
<p>《目標》具体的な取組 19</p> <p>いじめや不登校を生まない環境づくりをめざした「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、子どもたちの豊かな人間関係を育成します。また、子どもの権利や子どもの相談・救済に関する教職員の意識の向上を図り、体罰の禁止を徹底します。</p>												
70	かわさき共生＊共育プログラム	平成22年度より、市内公立学校でいじめ・不登校の未然防止プログラム「かわさき共生＊共育プログラム」を標準6時間実施し、学級の円滑な人間関係を築く人づきあいの方法、ルールや規範など、集団形成のためのスキルを学ぶとともに、子ども同士の交流をとおし関わりや信頼感を深め、集団づくりを促進する。	各校に配置した、共生・共育担当者の研修、各校への講師の派遣等、指導者養成の充実を図り、「かわさき共生＊共育プログラム」の推進を図った。 ・担当者研修3回(実技研修1回) ・要請訪問等研修会 49校	3	各校に配置した、共生・共育担当者研修、研究協力校での実践報告、外部大学講師の派遣等を行い、各校でのプログラム指導の改善充実を図った。また研究協力校22校で「かわさき共生＊共育プログラム効果測定」を実施し、指導主事を派遣しながら各校の子どもの実態に応じた指導等、プログラムの検討を図り、社会性の向上、人間関係等の改善を図った。 ・担当者研修3回(実技研修1回) ・効果測定等の要請訪問研修会 30校	3	各校の「かわさき共生＊共育プログラム」推進担当者向けの研修会を3回開催するとともに、指導主事研修2回、各校の要請訪問を30回を実施し、指導の充実を図った。また、市内21校に研究協力校を設置し、取組を支援するとともに効果測定を実施した。またプログラムの第2版を作成するとともに、初等教育や教育委員会月報等に成果を掲載し啓発を行った。	3	①関連条文：第7条、第16条、第23条 ②成果：協力することの大切さを実感し、友達のよさや違いを認め合う「かわさき共生＊共育プログラム」をすべての小中学校で実施することができた。 ③課題：「かわさき共生＊共育プログラム」の時間だけではなく、この時間で学んだことを、日常生活に生かしていくことが求められる。	B	教育委員会事務局 総務部教育改革担当	
71	体罰防止についての意識啓発	市内全校の教職員を対象に、人権尊重教育の研修を実施し、人権に対する意識を向上させ、体罰の防止を図る。	全校種の教員を対象とした人権尊重教育研修を年4回実施し、体罰防止の意識啓発の継続に努めた。	3	全校種の教員を対象とした人権尊重教育研修を年4回実施し、体罰防止の意識啓発の継続に努めた。	3	全校種の教員を対象とした人権尊重教育研修を年4回実施し、体罰防止の意識啓発の継続に努めた。	3	①関連条文：第7条、第23条 ②成果：人権尊重教育研修会を年間を通して実施したことにより、教職員の人権を意識した指導等の定着を図ることができた。 ③課題：研修内容の充実と教職員への周知の徹底が必要である。	B	教育委員会事務局 指導課	308
<p>《目標》具体的な取組 20</p> <p>学校巡回カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを拡充する等教職員を支える体制を作ります。また、区を単位とした学校支援を強化するとともに、人権オンブズパーソンや児童相談所等と連携し、学校でのいじめ・虐待の早期発見、迅速な対応及び防止に努めます。</p>												
72	関係機関・学校向け出張研修	児童虐待防止・援助活動において重要な機関である学校に対して、児童虐待についての基本的な知識の習得と関係機関との連携の強化のため、出張研修を実施する。	わくわくプラザ職員に対し児童虐待について研修を行った他、関係機関向けの家族支援に関する研修を実施した。また、関係機関との連絡会等で虐待対応に関する情報提供等を実施した。学校とはケースワークをとおして虐待対応について連携を強化した。	3	わくわくプラザ職員や地域子育て支援センター職員等に対して、児童虐待防止に向けた研修を実施した他、保健福祉サービス課職員や保護課職員向けに児童相談所業務の説明等を実施し、基本的な知識の習得と関係機関との連携強化に向けて研修を実施した。	3	各区児童家庭課等の関係機関を含む職員への研修を実施することにより、職員の資質向上及び連携の強化を図った。	3	①関連条文：第23条 ②成果：関係機関を含む職員への研修を実施することにより、職員の資質向上及び連携の強化を図った。 ③課題：各種研修の充実とさらなる職員の資質向上及び関係機関連携強化が求められる。	B	子ども本部 子ども家庭センター	

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
73	子ども相談事業	「こども相談窓口」において、0歳からおおむね18歳の子どもの子育てに関する相談を受け付け、区役所保健福祉センターや児童相談所、学校等子どもに関する支援関係機関や施設と連携、調整を行い、的確な支援、解決を図る。	こども相談窓口のPRに努め、0歳からおおむね18歳までの子ども・子育てに関する相談を受け、必要に応じて関係機関等の連絡調整を行いながら相談を実施した。	3	こども相談窓口のPRに努め、0歳からおおむね18歳までの子ども・子育てに関する相談を受け、必要に応じて関係機関等の連絡調整を的確に行いながら相談を実施した。	3	こども相談窓口のPRに努め、0歳からおおむね18歳までの子ども・子育てに関する相談を受け、必要に応じて関係機関等の連絡調整を的確に行いながら相談を実施した。	3	①関連条文：第16条、第18条、第19条、第20条、第35条 ②成果：子ども教育相談員・保健師に加え、心理職・社会福祉職・保育士が相談に入りより専門的な相談が受けられるようになった。 ③課題：児童家庭相談サポート担当は、1年目の組織である為より一層PRが必要となる。	B	区役所 こども支援室→平成25年度より児童家庭課	24.44.73.78.204
74	人権オンブズパーソンと関係機関・団体との連携事業	各区のこども支援室、学校、関係機関・民間相談機関等と密接な連携を行い、子どもの権利侵害の早期救済を図る。	相談件数(平成24年3月末)200件 相談内容(いじめ46件、学校等不適切対応36件、虐待10件、他108件)合同校長会及びこども家庭センターと3児童相談所所長との会議において相談・救済活動への協力要請を行った。	3	こども支援室長会議、要保護児童対策地域協議会、人権尊重教育推進会議、校長会人権教育委員会、市民館長会議等で制度の周知を行うなど、関係機関との連携を図った。なお、子どもの相談受付件数は256件、子どもの救済受付件数は11件であった。	3	こども支援室長会議、要保護児童対策地域協議会、人権尊重教育推進会議、合同校長会、区地域教育会議等で制度の周知を行うなど、関係機関との連携を図った。なお、子どもの相談受付件数は161件、子どもの救済受付件数は7件、発意調査は1件であった。	3	①関連条文：第20条、第35条 ②成果：各区こども支援室、市民・こども局、こども本部、教育委員会等関係機関との連携が図れた。 ③課題：引き続き各種会議等を通じて、さらに各区児童家庭課等と連携を図る必要がある。	B	市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当	4.96
75	区を単位とした学校運営支援	平成20年度に各区役所に開設したこども支援室と連携しながら、区・教育担当が、より学校に近いところで迅速かつ丁寧な学校運営を支援する。また、市内全校の教職員を対象に、人権尊重教育の研修を実施し、人権に対する意識を向上させ、体罰の防止を図る。	各区役所に設置された「こども支援室」が関係機関と連携をとりながら、区内の学校に対する支援を行った。また、全校種の教員を対象とした人権尊重教育研修会を年4回実施し、人権意識の啓発を図った。	3	各区役所に設置されたこども支援室が関係機関と連携をとりながら、区内の学校に対する支援を行った。また、全校種の教員を対象とした人権尊重教育研修会を年4回実施し、人権意識の啓発を図った。	3	各区役所に設置されたこども支援室が関係機関と連携をとりながら、区内の学校に対する支援を行った。また、全校種の教員を対象とした人権尊重教育研修会を年4回実施し、人権意識の啓発を図った。	3	①関連条文：第23条、第24条 ②成果：人権尊重教育研修会を年間を通して実施したことにより、教職員の人権意識の啓発と定着を図ることができた。 ③課題：研修内容の充実と教職員への更なる周知が必要である。	B	教育委員会事務局 指導課	79
76	スクールカウンセラー研修	市立中学校に派遣されているスクールカウンセラー及び学校巡回カウンセラーを対象に、教育相談についての研修を実施し、児童生徒への教育相談活動の充実を図る。	スクールカウンセラーについては、年4回研修会を開催した。また、学校巡回カウンセラーについては、緊急な事件事故に対応することもあり、平成23年度、研修会を7回増やして、カウンセラーの質的向上を図った。	3	スクールカウンセラーについては、年4回研修会を開催して質的向上を図った。学校巡回カウンセラーについては、緊急な事件事故に対応することもあり、研修会(事例研究)を8回実施し、それぞれのカウンセラーの質的向上を図った。	3	スクールカウンセラーについては、年4回研修会を開催、学校巡回カウンセラーについては、緊急な事件事故に対応することもあり、研修会(事例研究)を8回実施し、それぞれのカウンセラーの質的向上を図った。	3	①関連条文：第7条、第24条 ②成果：カウンセラーの質の向上が図られ、適切かつ的確な相談をすることができた。 ③課題：個々のニーズに応じた相談技能の向上が必要である。	B	教育委員会事務局 総合教育センター 教育相談センター	314
77	スクールカウンセラーの配置・活用	各学校において、カウンセラーとしての専門的知識・経験を生かしながら、教職員とは異なる側面からさまざまな教育相談の具体的なケースに携わる。同時に学校での教育相談体制を充実・拡充するために、教職員との情報共有などを通じて連携を図りながら、児童生徒・保護者への多面的な相談体制をめざす。	スクールカウンセラーの中学校への全校配置及び小学校、高等学校への派遣によって校内の相談体制の充実が図られた。小学校、高等学校の相談回数は2月末で566回	3	スクールカウンセラーを中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを小学校には要請に応じて、また高等学校へは週1回派遣して、学校における相談体制の充実を進めた。スクールカウンセラーでは22,770人の相談があり、また、学校巡回カウンセラーでは642人の相談があった。	3	スクールカウンセラーを市立中学校全校への配置、学校巡回カウンセラーを小学校には要請に応じて、また高等学校へは週1回派遣して、学校における相談体制の充実を進めた。スクールカウンセラーでは1,8667人の相談があり、また、学校巡回カウンセラーでは1,410人の相談があった。	3	①関連条文：第16条、第20条、第23条、第24条、第35条 ②成果：学校において、安心して心理の専門家による相談ができるよう対応することができた。 ③課題：相談件数が多い学校における、相談待機日数の減少が課題となっている。	B	教育委員会事務局 総合教育センター 教育相談センター	7.146
推進施策 6		区役所を中心とした子どもの生活における身近な場所での相談体制を充実し、子ども自身と子育て中のおとなが安心して相談できる体制を一層充実させ子どもへの権利侵害の防止に努めます。(参考条文：第7条、第8条、第18条、第19条、第20条、第23条、第24条、第26条)										
《目標》 具体的な取組 21		子ども自身が安心して気軽に相談できるよう子どもに関する職員研修及び相談体制の充実を図るとともに、保護者等への支援を強化します。また、区を単位とした学校支援を強化します。										
78	子ども相談事業	「こども相談窓口」において、0歳からおおむね18歳の子どもの子育てに関する相談を受け付け、区役所保健福祉センターや児童相談所、学校等子どもに関する支援関係機関や施設と連携、調整を行い、的確な支援、解決を図る。	こども相談窓口のPRに努め、0歳からおおむね18歳までの子ども・子育てに関する相談を受け、必要に応じて関係機関等の連絡調整を行いながら相談を実施した。	3	こども相談窓口のPRに努め、0歳からおおむね18歳までの子ども・子育てに関する相談を受け、必要に応じて関係機関等の連絡調整を的確に行いながら相談を実施した。	3	こども相談窓口のPRに努め、0歳からおおむね18歳までの子ども・子育てに関する相談を受け、必要に応じて関係機関等の連絡調整を的確に行いながら相談を実施した。	3	①関連条文：第16条、第18条、第19条、第20条、第35条 ②成果：子ども教育相談員・保健師に加え、心理職・社会福祉職・保育士が相談に入りより専門的な相談が受けられるようになった。 ③課題：児童家庭相談サポート担当は、1年目の組織である為より一層PRが必要となる。	B	区役所 こども支援室→平成25年度より児童家庭課	24.44.73.78.204
79	区を単位とした学校運営支援	平成20年度に各区役所に開設したこども支援室と連携しながら、区・教育担当が、より学校に近いところで迅速かつ丁寧な学校運営を支援する。また、市内全校の教職員を対象に、人権尊重教育の研修を実施し、人権に対する意識を向上させ、体罰の防止を図る。	各区役所に設置された「こども支援室」が関係機関と連携をとりながら、区内の学校に対する支援を行った。また、全校種の教員を対象とした人権尊重教育研修会を年4回実施し、人権意識の啓発を図った。	3	各区役所に設置されたこども支援室が関係機関と連携をとりながら、区内の学校に対する支援を行った。また、全校種の教員を対象とした人権尊重教育研修会を年4回実施し、人権意識の啓発を図った。	3	各区役所に設置されたこども支援室が関係機関と連携をとりながら、区内の学校に対する支援を行った。また、全校種の教員を対象とした人権尊重教育研修会を年4回実施し、人権意識の啓発を図った。	3	①関連条文：第23条、第24条 ②成果：人権尊重教育研修会を年間を通して実施したことにより、教職員の人権意識の啓発と定着を図ることができた。 ③課題：研修内容の充実と教職員への更なる周知が必要である。	B	教育委員会事務局 指導課	75

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
80	教育相談事業	子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み、教職員の子どもとの関わりに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応している。不登校やいじめに関する相談が主であるが、その他さまざまな子どもに関する相談に応じている。	平成23年度2月末現在、来所面接相談は、新規102件、継続247件である。相談の内容は約7割が不登校に関する相談となっている。電話相談については、2月末現在993件になった。	3	平成24年度の来所面接相談は330件あり、内容の約7割が不登校に関する相談であった。電話相談については1,149件あり、内容の約3割が子どもの性格・行動に関する相談であった。	3	平成25年度の来所面接相談は401件あり、相談の内容は約7割が不登校に関する相談となっている。電話相談については1,179件あり、内容の約3割が子どもの性格・行動や不登校に関する相談であった。	3	①関連条文：第16条、第20条、第23条、第24条、第35条 ②成果：子どもの心理的状況に合わせ、相談（来所・電話）できるよう対応した結果、適切な支援につながった。 ③課題：子どもたちへの相談窓口の一層の周知が必要である。	B	教育委員会事務局 総合教育センター 教育相談センター	6
<p>【目標】具体的な取組 22</p> <p>妊娠・出産からの育児にかかる母子相談事業、母子訪問事業を充実します。それとともに、子育てがづらい等問題を抱えている保護者を対象に、グループカウンセリング等の支援を充実します。</p>												
81	乳幼児虐待予防事業	保健福祉センターでの健診、相談、訪問などで親子関係がうまくいかない、子どもがかわいいと思えない、子育てがづらい等、問題を抱えている母子を対象に、母子分離で母親のグループカウンセリングや相談を実施し、虐待の未然防止を図る。要支援対象への適切な支援を行うため、支援者へのスーパーバイズを行っている。	各区保健福祉センターにて、子育てがづらい等育児の悩みを抱えている母親の把握に努めながら、グループミーティングの運営を実施し、虐待の未然防止、重症化防止を図った。より適切な要支援者把握及び対応が行えるよう、スーパーバイズを実施し、人材育成及び関係機関の連携強化を図った。	3	各区保健福祉センターにて、子育てがづらい等育児の悩みを抱えている母親の把握に努めながら、グループミーティングの運営を実施し、虐待の未然防止、重症化防止を図った。より適切な要支援者把握及び対応が行えるよう、スーパーバイズを実施し、人材育成及び関係機関の連携強化を図った。	3	各区保健福祉センターにて、子育てがづらい等育児の悩みを抱えている母親の把握に努めながら、グループミーティングの運営を実施し、虐待の未然防止、重症化防止を図った。より適切な要支援者把握及び対応が行えるよう、スーパーバイズを実施し、人材育成及び関係機関の連携強化を図った。	3	①関連条文：第19条 ②成果：子育てに悩みを抱える母親が教室参加により精神的負担が軽減され、虐待の未然防止、重症化予防につながった。スーパーバイズの実施により、層の厚い対応につながった。 ③課題：安全・安心な育児に向け、今後も事業継続と充実が必要。	B	子ども本部 子ども家庭課	202
82	母子相談事業、母子訪問指導事業	母子相談事業については、随時、電話や面接による相談を実施。また、母子訪問指導事業については、必要に応じて妊娠高血圧症候群予防訪問、新生児・未熟児訪問・家族計画指導訪問などを実施し支援している。また、平成22年1月生まれの赤ちゃんから、こんにちには赤ちゃん事業を開始した。	保健福祉センターにおいて各種相談事業等を実施したほか、所外での子育てサロン等に出向き、利用者からの相談に応じた。また、こんにちには赤ちゃん訪問の安定的推進を図るため、各区で訪問員の定例会やフォロー研修、新規の訪問員養成研修を開催した。	3	保健福祉センターにおいて各種相談事業等を実施したほか、所外での子育てサロン等に出向き、利用者からの相談に応じた。また、こんにちには赤ちゃん訪問の安定的推進を図るため、各区で訪問員の定例会やフォロー研修、新規の訪問員養成研修を開催した。	3	保健福祉センターにおいて各種相談事業等を実施したほか、所外での子育てサロン等に出向き、利用者からの相談に応じた。また、こんにちには赤ちゃん訪問の安定的推進を図るため、各区で訪問員の定例会やフォロー研修、新規の訪問員養成研修を開催した。	3	①関連条文：第18条 ②成果：所内での専門相談のほか、地域での相談展開、こんにちには赤ちゃん訪問の推進等により、地域ぐるみの育児支援の充実が図れた。 ③課題：今後も相談の充実と地域展開が必要。	B	子ども本部 子ども家庭課	
<p>【目標】具体的な取組 23</p> <p>虐待予防・発達障害がある子どもへの支援につなげるためにも、乳幼児健康診査の受診率の向上を図るとともに受診していない子どもの状況把握に努めます。また、相談機能を強化し、乳幼児の健やかな成長を支援するために、母子保健指導者研修を実施します。</p>												
83	乳幼児健康診査事業	3~4か月児、1歳6か月児、3歳児の健診を保健福祉センターで、また、7か月児、10か月児、4歳児、5歳児の健診を医師会委託で実施し、各時期における子どもの発育・発達を確認し、親等への保健指導や相談を実施し、子どもの健全育成を図る。	保健福祉センターにて実施する乳幼児健康診査で、他職種が関わりながら発育・発達の確認及び必要とする対象者へ保健指導・相談支援を行った。乳幼児健診における通知不達への対応について、体制づくりの整理をした。	3	保健福祉センターにて実施する乳幼児健康診査で、栄養士や歯科衛生士等多職種が関わりながら発育・発達の確認及び必要とする対象者へ保健指導・相談支援を行った。また、保健福祉センターで実施する健診について未受診者フォローの体制整備を図った。	3	保健福祉センターにて実施する乳幼児健康診査で、栄養士や歯科衛生士等多職種が関わりながら発育・発達の確認及び必要とする対象者へ保健指導・相談支援を行った。また、保健福祉センターで実施する健診について未受診者フォローの体制整備を図った。	3	①関連条文：第18条 ②成果：子どもの健やかな発育発達を支援できた。また未受診者フォローにより、受診率の向上と支援対象者の把握につながった。 ③課題：健診体制の充実と未受診者フォロー体制の確立が必要。	B	子ども本部 子ども家庭課	
84	母子保健指導者研修	母子保健事業は、思春期から、妊娠・出産・育児にわたる一貫した支援に努めている。近年、子育てをめぐる環境は大きく変化しており、各事業に従事する者が、これを理解し適切かつ効果的な相談指導に当たるため、研修を行う。	子育てをする保護者へ適切かつ効果的な相談指導が行えるよう、また早期発見早期治療への対応が行えるように、乳幼児の発達や視聴覚検診等についての研修を開催した。	3	虐待を未然に防ぐための早期把握の機会として、妊娠期からの虐待予防と機関連携をテーマとした研修会を行政職員および医療機関職員を対象に実施した。	3	多職種が子育てをする保護者へ適切かつ効果的な相談指導や健診を充実できるよう、子どもの発達の診かたと対応、面接技術についての研修を行った。	3	①関連条文：第18条 ②成果：専門性の向上を図ることで、市民の多様な相談ニーズに対応できた。 ③課題：複雑多様化する相談対応に向け、今後も研修の充実が必要。	B	子ども本部 子ども家庭課	
<p>【目標】具体的な取組 24</p> <p>子どもの成長を連続的に支援するための保育園・幼稚園・小学校・中学校の連携をより一層進めます。</p>												
85	幼・保・小連携事業	幼児理解を深め、幼児期から児童期の接続の重要性を理解するための研修会や会議を実施し、教育・保育の充実を図る。	・幼・保・小連携の研修会の実施（希望研修） ・区子ども支援室・教育委員会・子育て支援課と「幼保小連携及び接続に関わる事業の連絡調整会議」を開催した。	3	幼・保・小連携の研修会（希望研修）を4回実施した。区子ども支援室・教育委員会・子育て支援課で「幼保小連携及び接続に関わる事業の連絡調整会議」を2回開催した。	3	7区役所子ども支援室、教育委員会、子ども本部の幼保小連携に係る連絡調整会議を4回開催し、それぞれの取組等について情報交換を行うとともに、課題や今後の取組の方向性について話合った。	3	①関連条文：第8条 ②成果：情報交換により、今までの取組について見直しを図り、幼児教育から小学校教育への滑らかなつなぎについて充実を図った。 ③課題：幼保小連携に係る取組が円滑に継続できるよう、会議の持ち方や目的等について、各区子ども支援室との共通認識を確保し、実施していく必要がある。	B	子ども本部 子育て支援課	

第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画進捗状況調査表

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
86	幼・保・小連携事業	区内の公私立幼稚園・保育園、小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもの成長を一体的に支援するために、情報交換や保育体験等を実施し支援体制作りを進める。	区内の保育所等・幼稚園・小学校との連携を図り、一人ひとりの子どもの成長を一体的に支援するため、園長、校長連絡会議や実務担当者連絡会議等で情報交換を図ると共に、保育体験や懇談会を実施し、支援体制を作り推進した。	3	区内の保育所等・幼稚園・小学校を対象に「園長・校長連絡会」、「実務担当者連絡会」、「実習研修」、「授業参観・懇談会」を実施し、職員相互の理解の深化、幼児・児童の交流の促進、保育・教育内容の情報共有を図り、子どもへの支援体制作りを推進した。	3	区内の保育所等、幼稚園、小学校を対象に「園長・校長連絡会」、「実務担当者連絡会」、「授業参観・懇談会」、「連携事例の収集」を実施し、職員相互の理解の深化、幼児・児童の交流の促進、保育・教育内容の情報共有を図り、子どもへの支援体制作りを推進した。	3	①関連条文：第8条 ②成果：各事業を通じ、関係機関職員の連携、情報共有等支援体制作りが推進した。 ③課題：発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援するための持続的な事業推進が必要である。	B	区役所 こども支援室	285
<p>《目標》 具体的な取組 25</p> <p>こども家庭センターにおけるスーパーバイザー機能を充実し、関係機関との連携を進めます。</p>												
87	児童相談所相談事業	相談ニーズの適切な把握と児童の意思や気持ちを尊重し、児童が解決の主体となれるプロセスを尊重した適切な相談援助を実施する。	児童との面接や関わりを通して、児童の意志や気持ちを適切に把握し、関係機関との連携を通して適切な相談援助を実施した。	3	児童及びその家庭に関する様々な相談に対して、専門性を持った職員が、児童との関わりの中で児童の意思や気持ちを把握し、関係機関との連携を通して、より適切な相談援助を実施した。	3	児童及びその家庭に関する様々な相談に対して、専門性を持った職員が、児童との関わりの中で児童の意思や気持ちを把握し、関係機関との連携を通して、より適切な相談援助を実施した。	3	①関連条文：第16条、第20条、第35条 ②成果：児童相談所の専門性を活かすことにより、児童の視点にたつ相談援助を実施できた。 ③課題：より適切な相談援助実施のため職員の更なる専門性強化及び機関連携強化が求められる。	B	こども本部 こども家庭センター	2
88	相談機関等に関わる職員研修	相談機関等に関わる職員が、児童の意見表明を支える力量を高めるための研修体制を整える。	家族支援に関する研修を関係機関も交えて開催をした。また、関係機関等に対して児童虐待通告対応等の研修等を行った。	3	性的虐待に視点をあてた、児童虐待初期対応等に関する研修を関係機関も含めて開催し、児童の相談機関等職員の力量を高める研修を実施した。	3	性的虐待に視点をあてた、児童虐待初期対応等に関する研修を関係機関も含めて開催し、児童の受止めに係る力量等、職員の資質向上を図った。	3	①関連条文：第7条 ②成果：関係機関を含む職員への研修を実施することにより、職員の資質向上を図った。 ③課題：各種研修の充実に努め、職員の資質向上及び機関連携強化が求められる。	B	こども本部 こども家庭センター	59,214
<p>《目標》 具体的な取組 26</p> <p>児童家庭支援センターにおける相談事業、里親養育相互援助事業、子育て短期利用事業を進めます。</p>												
89	児童家庭支援センター事業	児童の福祉に関するさまざまな問題について、児童、ひとり親家庭、その他の家庭からの相談に応じ、必要な助言・指導を行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図る。	相談事業(電話又は来訪)、里親相互援助事業を実施した。また、子育て短期利用事業の相談、受付等も行った。	3	相談事業(電話又は来訪)、里親相互援助事業を実施した。また、子育て短期利用事業の相談、受付等も行った。	3	相談事業(電話又は来訪)、里親相互援助事業を実施した。また、子育て短期利用事業の相談、受付等も行った。	3	①関連条文：第18条 ②成果：児童家庭支援センターのリーフレットを医療機関に配布したことで、周知が進んだ。 ③課題：児童相談所、区役所等他の相談機関との役割分担が求められる。	B	こども本部 こども福祉課	
90	里親養育相互援助事業	里親同士の相互交流を定期的に行うことにより、情報交換や養育技術の向上を図るなど、子どもが健やかに成長できる環境を整備する。	里親会、児童家庭支援センターと調整し、定期的に相互交流を実施した。	3	里親会、児童家庭支援センターと調整し、定期的に相互交流を実施した。乳児院での給食試食会による乳児の栄養指導や、児童の応急手当法等対象を絞った事業も行った。	3	里親会、児童家庭支援センターと調整し、定期的に相互交流を実施した。乳児院での給食試食会による乳児の栄養指導や、児童の応急手当法等対象を絞った事業も行った。	3	①関連条文：第18条 ②成果：里親の意向を汲み取り、里親、里子にとって有意義な企画を行った。 ③課題：里親支援機関が増える中、相互援助事業の見直し求められる。	B	こども本部 こども福祉課	
91	子育て短期利用事業	児童福祉施設等の養育機能や地域の資源を活用し、保護者の疾病、出産等により家庭における養育が困難になった子どもを一時的に預かり、養育支援を行う。	市内2か所の乳児院で実施し、延べ34人、86日の利用があった。	3	市内2か所の乳児院で実施し、延べ37人、97日間の利用があった。	3	市内2か所の乳児院で実施し、延べ58人、139日間の利用があった。	3	①関連条文：第18条 ②成果：保育園等にチラシを配布したことにより、周知が進んだ。 ③課題：施設の入所状況等により、利用が必要な際に断らなくてはならない例が生じている。	B	こども本部 こども福祉課	

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
推進施策 7		人権オンズパーソン制度において、子どもが相談しやすい体制を整備し、子どもの最善の利益が確保されるよう相談・救済機能などを充実します。 <i>(参考条文:第35条)</i>										
《目標》 具体的な取組 27		子ども相談カードの配布、リーフレット、ホームページ等の子ども向け広報を充実します。										
92	人権オンズパーソン広報・啓発事業	人権オンズパーソンは、子どもの権利の侵害に関する相談・救済の申立てを受け、子どもの主体性を尊重した支援を行い、事案の解決を図っている。相談の当事者である子どもたちに、人権オンズパーソン制度の周知を図るため、市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校の園児、児童、生徒に「人権オンズパーソン子ども相談カード」やポスター、パンフレット等を配布するほか、子どもホームページで子どもの権利の視点に立って子どもにわかりやすい広報に努める。	人権オンズパーソンを広報する公共CMを作成し、アゼリアビジョン等で放映した。人権オンズパーソン子ども教室を9月から1月までの間に、小学校8校、中学校5校で各1時限実施し、児童・生徒及び学校関係者に周知を図った。また、子ども相談カードを改定して配布するとともにポスターの掲示や教育だより等により広報を行い、人権オンズパーソン制度の一層の周知を図った。	3	市内の学校を通して全児童生徒に相談カードを配付(約140,000枚)した。また、中学校1年生以下の子どもをもつ全保護者におしてチラシを配付(約126,000枚)した。ポスターは学区、子ども関係施設、公共施設、市掲示板に掲出した。人権オンズパーソン子ども教室を12校で実施した。15秒CMを6区で放映(残り1区は平成25年度から)、アゼリアビジョンでも放映、You Tubeにアップした。さらに相談事例を紹介したDVDを作成し市立全小中特別支援学校に配付した。また、「子どもあんしんダイヤル」へ名称を変更した。	2	市内の学校を通して全児童生徒に相談カードを配付(約142,000枚)した。また、中学校1年生以下の子どもをもつ全保護者に、学校及び保育園、幼稚園を通してチラシを配付(約130,000枚)した。ポスターは市内全小・中・高等学校、特別支援学校、民族学校、子ども関係施設、公共施設、市掲示板に掲出した。人権オンズパーソン子ども教室を小・中学校(計11校)及び児童養護施設(計2施設)で実施した。15秒PR動画を各区役所、アゼリアビジョン及びYou Tubeで放映し、さらに子ども用リーフレットを作成し市内施設等に配布したほか、啓発パネル(A1 6枚)を作成し人権フェア及び各区役所(2区)で展示した。	3	①関連条文:第35条 ②成果:従前から実施しているカード等の配布のほか、DVD等の動画や啓発パネル等の新たな広報手段を取り入れた。 ③課題:引き続き人権オンズパーソン制度を周知するため、さまざまな手法を活用した広報・啓発を行う必要がある。	B	市民オンズパーソン事務局 人権オンズパーソン担当	19
《目標》 具体的な取組 28		身近に相談できる機関として、子どもに周知されるよう学校や施設、地域に出向き、相談及び広報・啓発活動の充実を図ります。										
93	人権オンズパーソン子ども教室推進事業	「人権オンズパーソン子ども教室」は、実際に人権オンズパーソンが学校や子どもが集う施設に出向き、直接子どもたちに対して、専門調査員の模擬電話相談、人権オンズパーソンのいじめや人権に関する話をする事により、気楽に安心して相談ができるようにするとともに、人権オンズパーソン制度の周知を図る。	人権オンズパーソン子ども教室を9月から1月までの間に、小学校8校、中学校5校で各1時限実施し、自分を守ることは権利であることやオンズパーソン制度の利用について、児童・生徒及び学校関係者に周知を図った。	3	中学校5校、小学校7校で人権オンズパーソン子ども教室を開催した。「気軽になんでも相談できる、秘密が守られ安心して相談できるなど、何かあったら相談したい」という感想が、45%(回収状況/対象:1,654人、回答:906人)あった。	3	中学校4校、小学校7校、児童養護施設2施設で人権オンズパーソン子ども教室を開催した。「気軽になんでも相談できる、秘密が守られ安心して相談できるなど、何かあったら相談したい」という感想が、60%(回収状況/対象:1,545人、回答:1,481人)あった。	3	①関連条文:第35条 ②成果:平成25年度のアンケート結果では、子ども教室は分かりやすかったとまあまあ分かったが90%を超えている。 ③課題:引き続きわかりやすい方法で子ども教室を実施していく必要がある。	B	市民オンズパーソン事務局 人権オンズパーソン担当	21
《目標》 具体的な取組 29		人権オンズパーソン制度の機能強化に向けて、関係機関と意見交換を行うほか、わかりやすい活動報告の作成に努めます。										
94	人権オンズパーソン報告書作成事業	川崎市人権オンズパーソン条例第26条に基づき、毎年、年度報告書を作成する。併せて、運営状況について市長及び議会に報告するとともに、これを公表する。	平成23年度報告書において、相談の受付状況(直近5年間の受付件数・相談内容など)、救済申立ての状況、参考資料で人権オンズパーソンの活動状況、制度の概要をわかりやすく紹介し事例の掲載について検討した。	3	平成23年度活動報告書を作成し、6月に市長・議会に報告し、公表した。また、関係機関に配付した。作成にあたり、円グラフ等を用いて活動内容をわかりやすく伝える工夫を行った。	3	平成24年度活動報告書を作成し、5月に市長・議会に報告し、公表するとともに、関係機関に配付した。作成にあたり、円グラフや積み上げ棒グラフ等を用いて活動内容や推移をわかりやすく伝える工夫を行った。	3	①関連条文:第35条 ②成果:毎年度分かりやすい報告書の作成ができた。 ③課題:引き続き分かりやすい報告書の作成を行う必要がある。	B	市民オンズパーソン事務局 人権オンズパーソン担当	
95	人権オンズパーソン機能の研究	権利を侵害された子どもが、安心してありのままに話ができて、エンパワーメントして解決の主体となりうるよう、子どもが相談しやすい相談体制を整備し、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努める。また、各区こども支援室、学校、民間団体等の関係機関・団体と適切な連携を図りながら子どもの権利の救済活動を推進する。	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムで子どもが相談しやすい相談体制について協議を行った。また、要保護児童対策地域協議会出席やこども支援室主催研修及び校長研修への協力等を通じて、相談・救済機能を高めるよう連携を図った。	3	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムや要保護児童対策地域協議会等関係機関の会議を通して、人権オンズパーソン機能の研究を行った。また、「10年の歩み」を作成し、運営上の課題を整理した。	3	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムに出席して相談体制等について関係自治体等と意見交換を行った。また、要保護児童対策地域協議会出席や新任校長研修への協力等を通じて、相談・救済機能を高めるよう連携を図った。	3	①関連条文:第35条 ②成果:子どもの権利救済を実施する自治体の取組等が把握できた。 ③課題:相談・救済機能充実のため引き続き検討を続ける必要がある。	B	市民オンズパーソン事務局 人権オンズパーソン担当	23
《目標》 具体的な取組 30		子どもの人権侵害について早期に対応し解決を図るため、関係機関・団体等との連携の充実を図ります。										
96	人権オンズパーソンと関係機関・団体との連携事業	各区のこども支援室、学校、関係機関・民間相談機関等と密接な連携を行い、子どもの権利侵害の早期救済を図る。	相談件数(平成24年3月末)200件 相談内容(いじめ46件、学校等不適切対応36件、虐待10件、他108件) 合同校長会及びこども家庭センターと3児童相談所所長との会議において相談・救済活動への協力要請を行った。	3	こども支援室長会議、要保護児童対策地域協議会、人権尊重教育推進会議、校長会人権教育委員会、市民館長会議等で制度の周知を行うなど、関係機関との連携を図った。なお、子どもの相談受付件数は256件、子どもの救済受付件数は11件であった。	3	こども支援室長会議、要保護児童対策地域協議会、人権尊重教育推進会議、合同校長会議、区地域教育会議等で制度の周知を行うなど、関係機関との連携を図った。なお、子どもの相談受付件数は161件、子どもの救済受付件数は7件、発意調査は11件であった。	3	①関連条文:第20条、第35条 ②成果:各区こども支援室、市民・こども局、こども本部、教育委員会等関係機関との連携が図れた。 ③課題:引き続き各種会議等を通じて、さらに各区児童家庭課等と連携を図る必要がある。	B	市民オンズパーソン事務局 人権オンズパーソン担当	4,74